

議論のための基礎資料

(地上デジタル放送の現状)

平成21年2月26日
地上デジタル放送推進に関する検討委員会
事務局

目次

1. デジタル化の意義	1
2. 認知度・普及率等	6
3. 地域単位(デジサポ)の取組	11
4. 視聴者のデジタル化対応5分類	15
(1) 辺地共聴施設	(17)
(2) 集合住宅共聴施設	(23)
(3) 受信障害対策共聴施設	(29)
(4) 直接受信	(41)
(5) ケーブルテレビ	(44)
5. 中継局整備	48
6. 新たな難視対策	52
7. 海外の状況	56

1. デジタル化の意義

より豊かな放送サービスの実現

○ 高画質(ハイビジョン)・高音質な放送

- ・ワイドな画面で高品質の迫力ある映像。
- ・CD並みの高音質。



○ データ放送サービス

- ・リモコンボタンを押すだけで、ニュース、天気予報など様々な情報をいつでも見られる。
- ・災害時に詳細な被災地の情報をスムーズに入手可能。
- ・双方向機能で、クイズ番組などに参加できる。



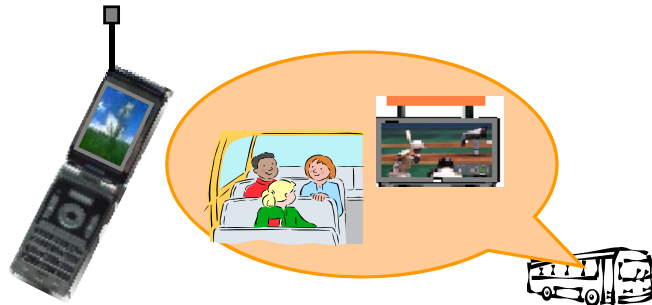
○ 字幕放送

- ・聴覚障害者、高齢者にやさしい放送。
- ・特別なアダプターなしで、受信機の標準機能で楽しめる。
- ・一部のニュースなど生放送も字幕で。



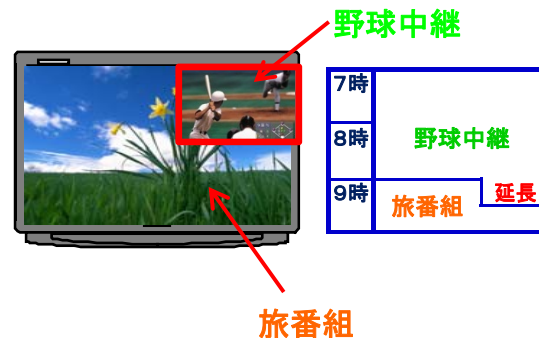
○ ワンセグなど移動受信

- ・携帯電話などで、外出先でも地デジが楽しめる。
- ・乗り物の中でも鮮明な画像。
- ・緊急災害時には、避難経路や安否情報などを受信。



○ マルチ編成

- ・1チャンネルを分割して2～3番組の同時放送も可能。例えばスポーツ中継延長時に、メインチャンネルの旅番組を見ながら、サブチャンネルで引き続き野球中継を楽しめる。



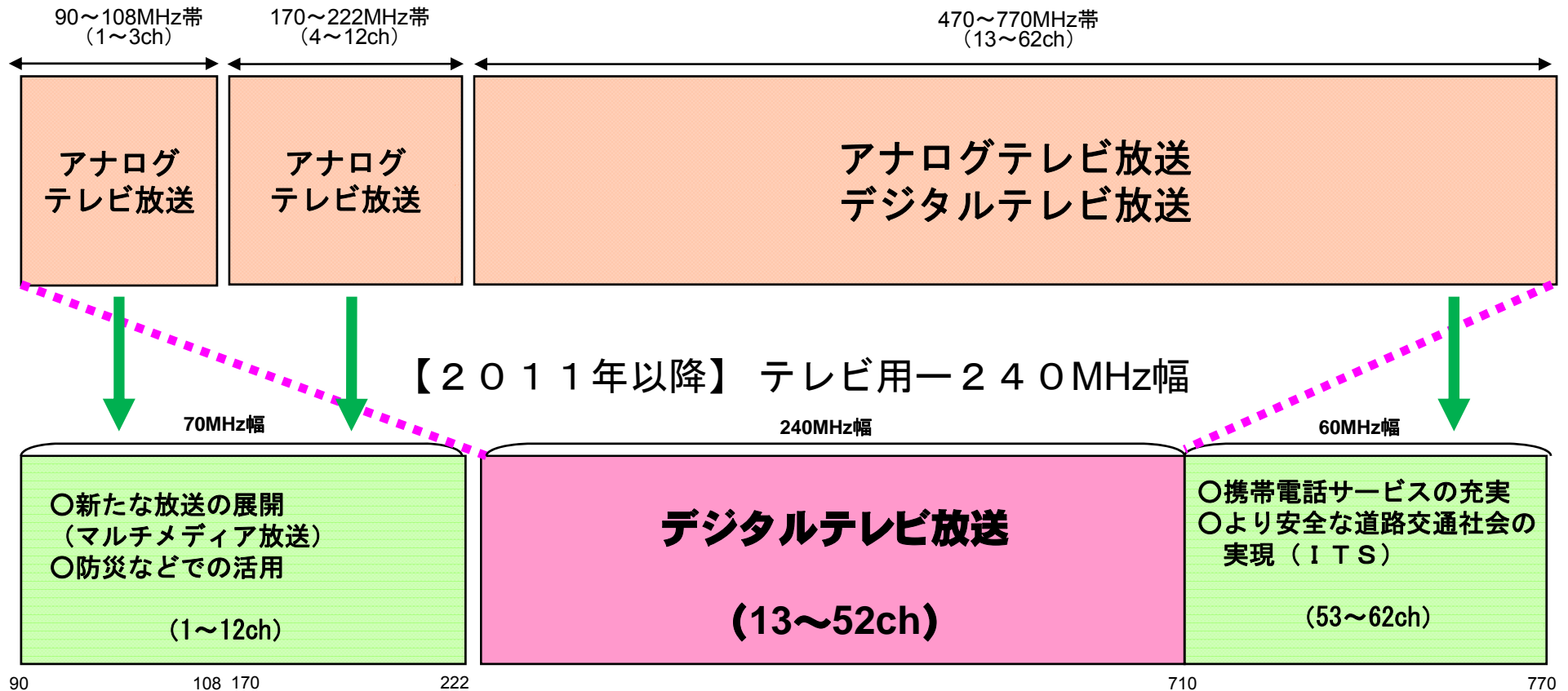
○ 話速変換

- ・音声をゆっくりした聞き取りやすいスピードで聞くことができる。



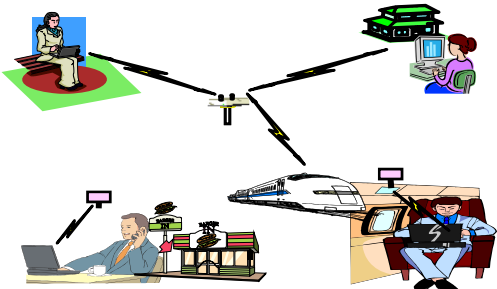
電波の有効利用

【現在の周波数利用状況】 テレビ用—370MHz幅



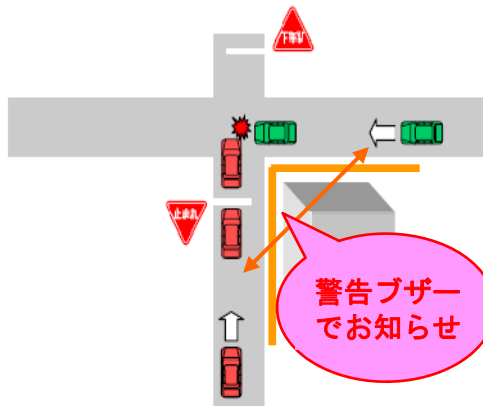
デジタル化により再分配する電波の各用途のイメージ

携帯電話サービスの充実



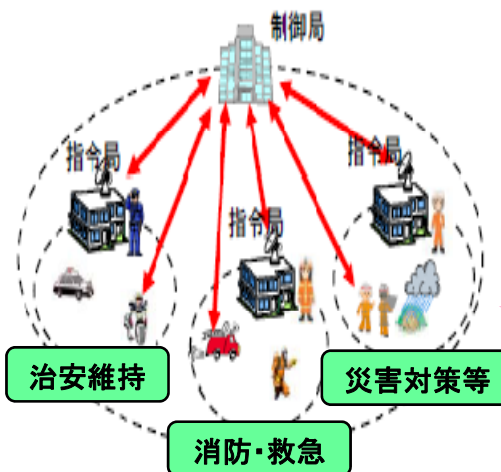
- 増え続ける携帯電話の電波ニーズに対応
- ・ より多くの人が携帯電話を利用可能
- ・ 大容量のデータ送信など高度な機能も実現可能
- 等により携帯電話の利用が一層便利に

より安全な道路交通社会の実現(ITS)



- 出会い頭の事故防止システム用等に電波を確保
- ・ 見通しの悪い交差点などでの衝突事故を回避 (車と車の通信)
- ・ 路側機等からの情報提供により追突事故を回避 (道と車の通信)
- 等により交通事故を未然防止

防災などでの活用

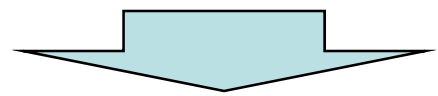


- 安全・安心な社会の実現に必要なブロードバンド移動通信システム
- ・ 事故や災害現場の映像情報 (被災地や避難所⇔災害対策本部)
- ・ 救急患者の容態に関する映像情報やデータ (救急車・現場⇔病院・医師)
- ・ 現場の対応指揮に必要な情報・データ (災害対策本部⇔現場・車両)

新たな放送の展開 マルチメディア放送



- 携帯端末に向けてさまざまな情報を提供する新たな放送を実現
- ・ 「いつでも、どこでも」テレビの視聴を可能に
- ・ 災害時でも確実に災害情報を受信可能
- ・ 地域のきめ細かな情報の提供が可能



くらしがますます便利で安全に!

放送のデジタル化等に伴うテレビの進化

- テレビ映像は、毎秒30コマの静止画を連続表示することで動画を表現。(参考)映画では毎秒24コマ
- デジタルテレビはアナログテレビに比べ、走査線数/画素数が大幅増加、臨場感のある映像を実現。
- 半導体技術等の進展により、最近のテレビでは、薄型化・軽量化・低消費電力が実現。

アナログテレビ (ブラウン管)

○仕組み

蛍光体を順次発光
(光の残像を利用)

○走査線数

525本

○有効画素数

約30万 (480×640)

○大きさ等

ブラウン管の仕組み上、
薄型化・軽量化が困難

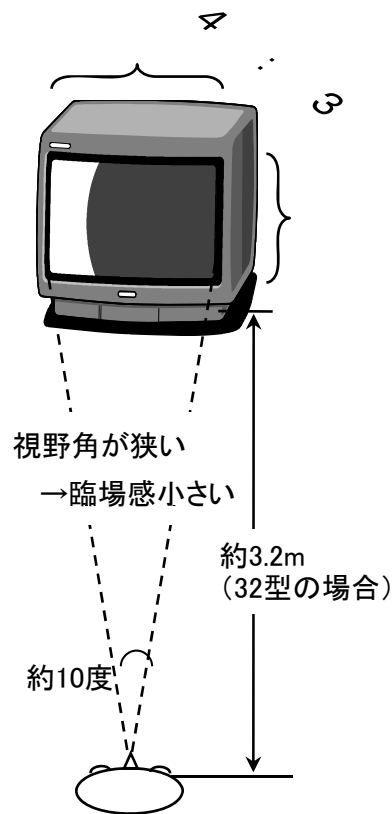
(製品例)

32型アナログテレビ:

重量59kg、奥行き55cm

○消費電力(例)

271kWh(32型、年間)



デジタルテレビ (液晶、プラズマ等)

○仕組み

半導体メモリ中の画像情報を
順次パネルに映し出す

○走査線数

1125本

○有効画素数

約200万 (1080×1920)

○大きさ等

アナログテレビに比べ大幅に
軽量化、壁掛けテレビも実現

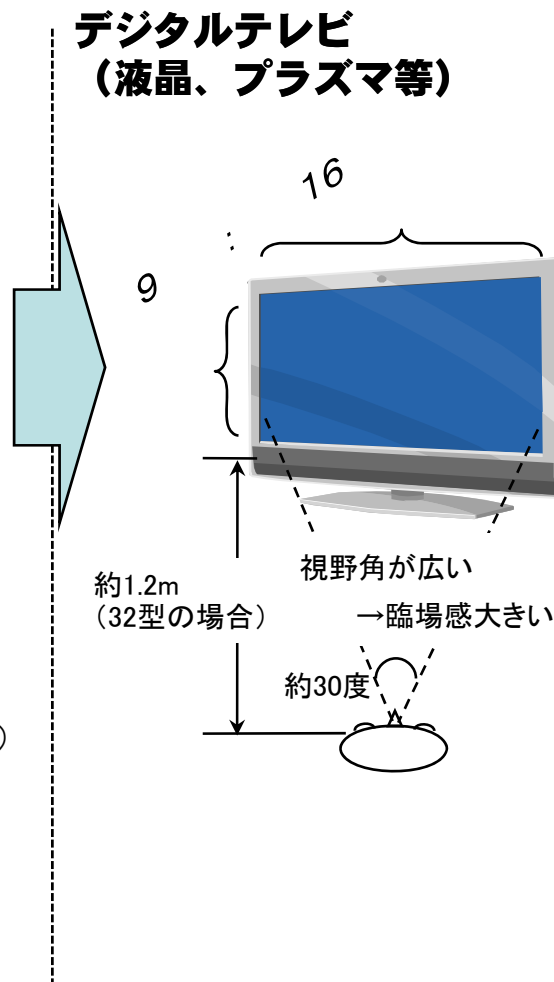
(製品例)

32型デジタルテレビ(液晶):

重量16kg、厚さ8.3cm

○消費電力(例)

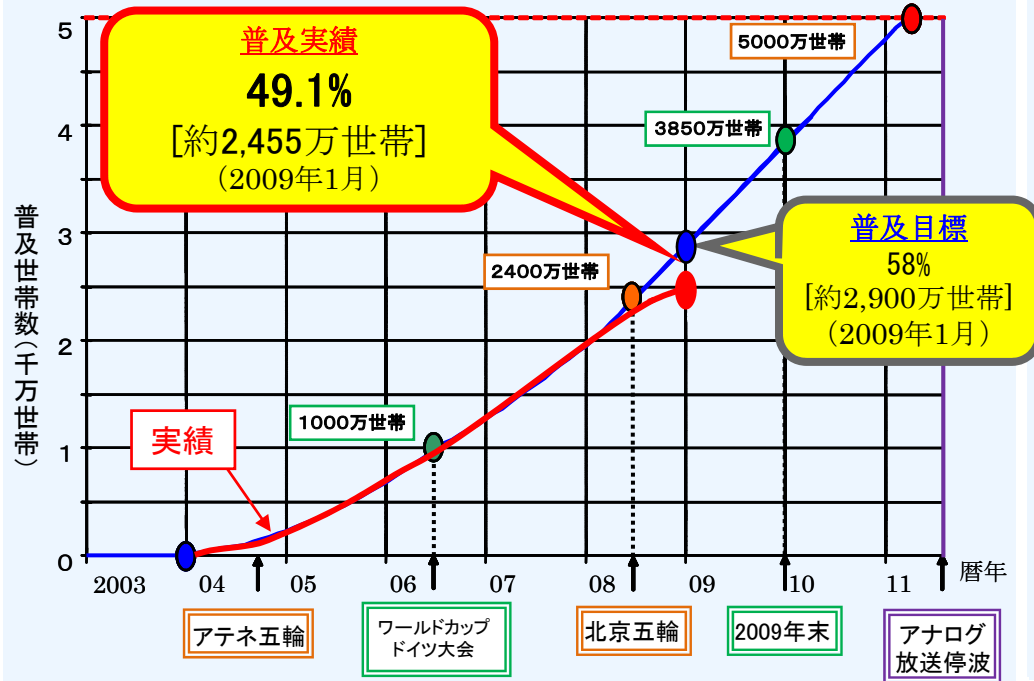
144kWh(32型(液晶)、年間) 5



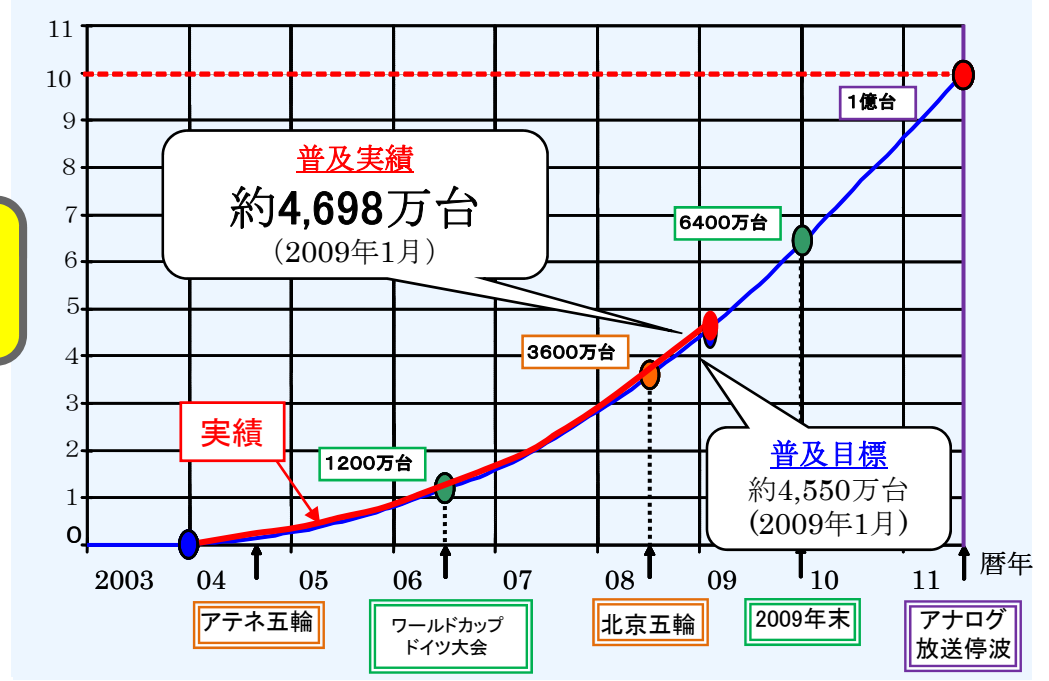
2. 認知度・普及率等

地上デジタル放送の普及目標と実績

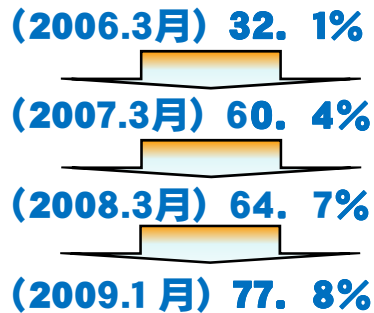
世帯数の目標と実績



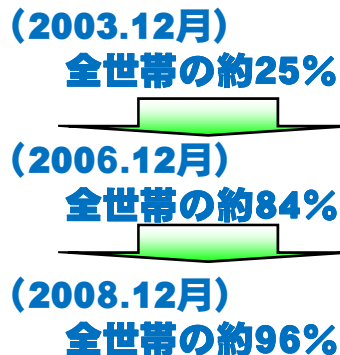
台数の目標と実績



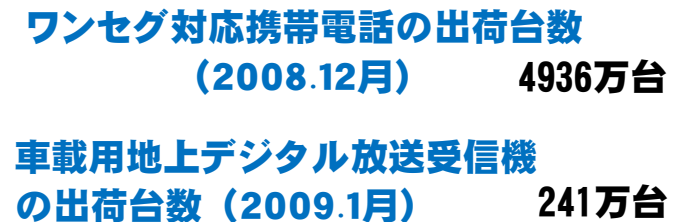
アナログ停波時期の認知度



直接受信が可能なエリア



特別な受信機器の出荷台数累計



※2009年1月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ

受信機の販売価格と推移、外付けチューナーの販売価格

(1) 薄型テレビ

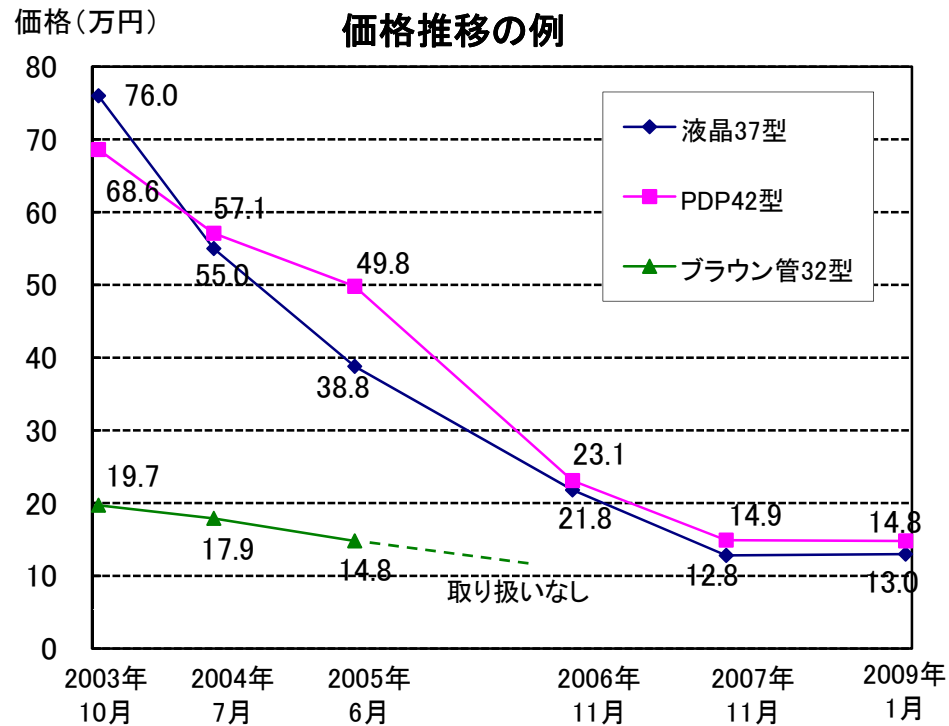


(2) 外付けチューナー



(i) 大手家電量販店での価格例(2009年1月)

液晶15型	液晶20型	液晶26型	液晶32型
約4.0万円	約5.0万円	約6.5万円	約8.0万円



※ネット販売価格

低価格チューナーの例

発売元	機種※1		販売価格※2 [円]	発売時期
	ハイビジョン	データ放送		
A社	×	△ EPGのみ対応	8,980	2008/9
B社	×	△ EPGのみ対応	9,410	2008/11
C社	○	△ EPGのみ対応	9,600	2007/10
D社	○	△ EPGのみ対応	9,800	2008/5
E社	×	△ EPGのみ対応	9,980	2008/8

※1 全機種地上デジタル放送専用機

※2 2009年1月、価格ドットコムによる最安価格(送料込) 又は一部小売店価格

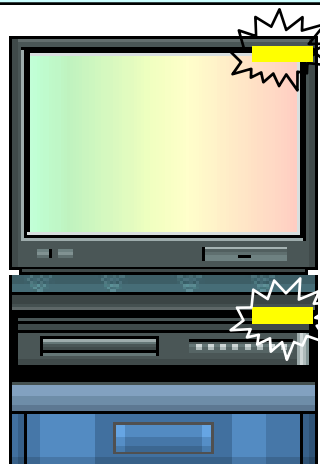
(ii) その他

- ・液晶15.4型: 約3.0万円 (一部小売店価格、2009年1月)
- ・各量販店等では、販売価格の10~20%程度のポイント還元サービス等を実施している他、随時、時間限定・台数限定等による特別価格を設定(10%程度の値引き等)

地上デジタル放送等の円滑な普及に向けた情報提供活動等の推進

地上デジタル放送の円滑な普及を図るため、地上デジタル放送の意義やメリット、アナログ放送の終了期限、具体的な受信方法等について、リーフレット、ポスター等の配布、アナログ放送終了告知シールの受信機への貼付等により、きめ細かな情報提供を実施するとともに、地上デジタル放送に関する受信相談センターを設置し、受信方法の解説や受信可能エリアなど、視聴者からの様々な相談に対応。

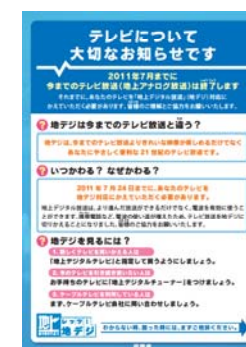
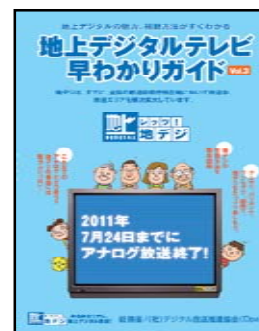
アナログ受信機への告知シール貼付



2011年 アナログテレビ放送終了
地上デジタル放送もご覧いただくには専用チューナーが必要となります。【総務省】

2011年 アナログテレビ放送終了【総務省】

リーフレット、ポスター等配布



受信相談センターでの相談対応

【電話】

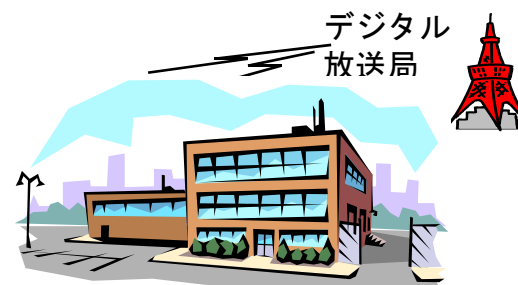
0570-07-0101 (ナビダイヤル)

03-4334-1111 (IP電話等、ナビダイヤル
がつかない場合)

【受付時間】

平日: 9:00~21:00

土日祝: 9:00~18:00



電話による個別相談



NHK、民放による周知の取組の強化

○テレビスポットによる周知を引き続き実施するとともに、番組などによる周知を順次強化。

- ・NHKは毎週日曜日に地デジの解説番組(「デジタルQ」)を放送。
- ・民放は強化月間を設定し、報道・情報番組、クイズ番組等で取り上げ。

[2008年5月フジテレビ、6月TBS、8月日本テレビ、9月テレビ朝日、2009年2月テレビ東京]



NHK番組

○「アナログ」の表示、スーパーの挿入などを通じた周知を2008年7月から順次開始。



2008年7月24日から開始
※NHKは常時。民放は、2009年1月12日から常時。



2009年7月24日から随時実施
※2011年1月24日から常時実施

ご覧のアナログテレビ放送は
2011年7月24日に停止します。
デジタル受信の準備をお願いします。

<お問い合わせ>
〇〇〇テレビ視聴者センター
XXXX-XXX-XXX
総務省地上デジタルテレビジョン放送
受信相談センター
0570-07-0101
前9～後9時 (土日祝) 前9～後6時

2008年7月24日から開始(深夜・早朝に)

3. 地域単位(デジサポ)の取組

総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)

① 「総務省テレビ受信者支援センター」を全都道府県に拡充設置

- ・平成20年10月に全国11か所でスタートした同センターを、平成21年2月に全国51か所に拡充[緊急総合対策]。
- ・個別、専門的な事項に関する受信相談
- ・混信等における受信状況調査等の現地対策
- ・平成21年度所要額:約80億円

② 高齢者・障害者等への働きかけ・サポート(21年度予算案【新規】)

- ・町内会・自治会を通じたきめ細やかな説明会を実施
- ・高齢者等への戸別訪問を実施
- ・平成21年度所要額:約88億円



きめ細かな説明・訪問対応

■ 集会に説明員を派遣

- 高齢者、障害者等を戸別訪問し、地デジの基礎から説明
- 老人福祉施設を訪問し、地デジの基礎から説明
- 「地上デジタル・アドバイザー」の体制を整備し、より多くのおみなさまへの丁寧な説明



受信状況の調査・把握

■ 受信不良地区の把握と情報共有

- 測定車による調査で受信不良地区を把握
- 把握した受信不良地区情報は放送事業者へ提供し、対策検討要請
- 関係団体へ情報を提供し、受信環境の改善を支援



受信状況の調査・把握

- 辺地共聴(自主共聴)への個別説明
- 受信障害対策共聴(ビル陰共聴)の改修促進
- 集合住宅管理会社等への働きかけ

受信相談への丁寧な対応

- 支援センターによる丁寧な訪問対応
- 混信や電波が弱いなど、コールセンターでは原因が特定できない相談は、必要に応じて支援センターが訪問対応
- 受信方法の助言等、丁寧な対応



デジサポの体制(平成21年2月2日～)

	センター名	所在地	備考
	統括本部	東京	既設

※1 各センターの名称は、「総務省〇〇テレビ受信者支援センター」の「〇〇」に県名等を当てる。
 ※2 統括本部は、「総務省テレビ受信者支援センター統括本部」。

	センター名	所在地	備考	
1	北海道地域	北海道中央	札幌市	既設
2		北海道北	旭川市	
3		北海道東	釧路市	
4		北海道南	函館市	
5	東北地域	青森県	青森市	
6		岩手県	盛岡市	
7		宮城県	仙台市	既設
8		秋田県	秋田市	
9		山形県	山形市	
10		福島県	福島市	
11	関東地域	茨城県	水戸市	
12		栃木県	宇都宮市	
13		群馬県	前橋市	
14		埼玉県	さいたま市	
15		千葉県	千葉市	
16		東京都中央	東京	既設
17		東京都西	町田市	
18		神奈川県	横浜市	
19		山梨県	甲府市	

	センター名	所在地	備考	
20	信越地域	新潟県	新潟市	
21		長野県	長野市	既設
22	北陸地域	富山県	富山市	
23		石川県	金沢市	既設
24	東海地域	福井県	福井市	
25		岐阜県	岐阜市	
26		静岡県	静岡市	
27		愛知県	名古屋市	既設
28		三重県	津市	
29	近畿地域	滋賀県	大津市	
30		京都府	京都市	
31		大阪府	大阪市	既設
32		兵庫県	神戸市	
33		奈良県	奈良市	
34	中国地域	和歌山県	和歌山市	
35		鳥取県	鳥取市	
36		島根県	松江市	
37		岡山県	岡山市	
38		広島県	広島市	既設
39		山口県	山口市	

	センター名	所在地	備考	
40	四国地域	徳島県	徳島市	
41		香川県	高松市	
42		愛媛県	松山市	既設
43		高知県	高知市	
44	九州地域	福岡県	福岡市	既設
45		佐賀県	佐賀市	
46		長崎県	長崎市	
47		熊本県	熊本市	既設
48		大分県	大分市	
49		宮崎県	宮崎市	
50		鹿児島県	鹿児島市	
51	沖縄地域	沖縄県	那覇市	
	合計	51拠点		

	既設分	拡充分	計
拠点数	11か所	40か所	51か所

都道府県単位で地上デジタル放送推進組織

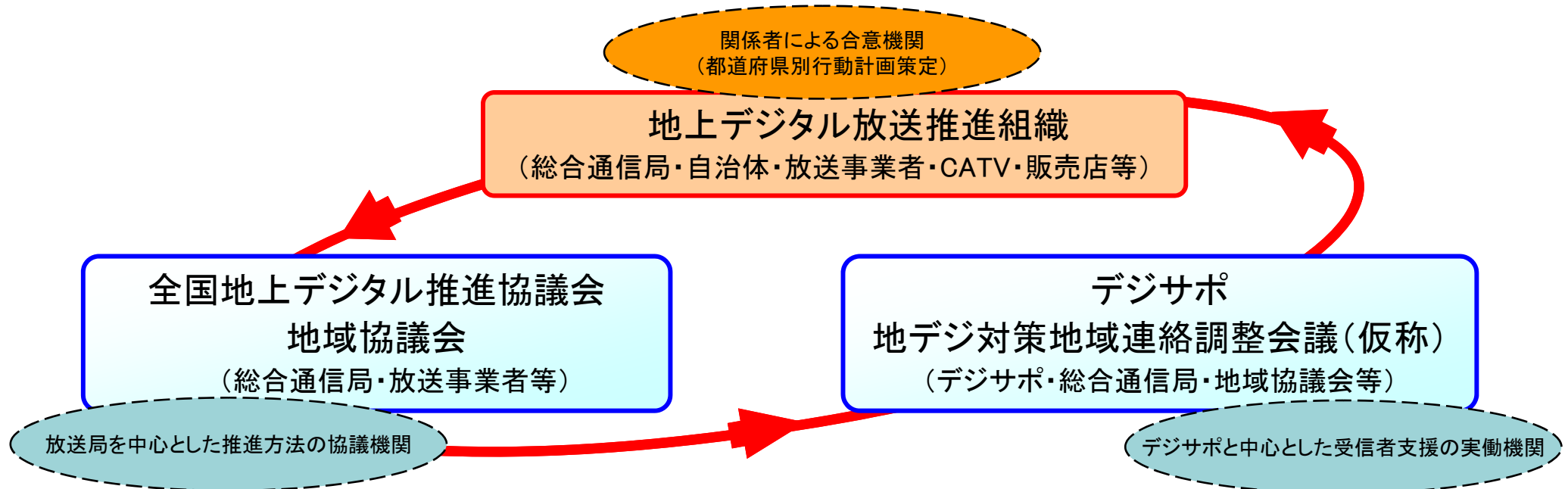
1 整備の目的・背景

2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行まで、残り900日を切り、地域の実情を踏まえたきめ細かな取組の重要性が一層高まっています。

そこで、各都道府県ごとに、放送事業者、都道府県、市区町村、ケーブルテレビ事業者、工事業者、販売店、メーカー、不動産業界、経済団体等の関係者が参加する地上デジタル放送推進のための組織を整備しました。

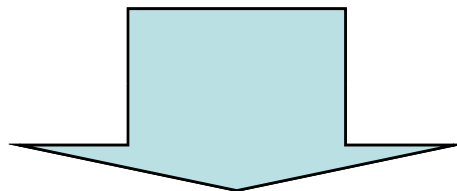
2. 推進組織の役割

- ① 各推進組織では、各都道府県の実情を踏まえ、当該都道府県における地上デジタル放送への完全移行にあたっての具体的な課題を整理するとともに、地上デジタル放送の推進に関する都道府県別行動計画を策定。
- ② なお、本推進組織の活動にあたっては、都道府県単位で設置されている「総務省テレビ受信者支援センター」（デジサポ）と連携。



4. 視聴者のデジタル化対応5分類

- (1) 辺地共聴施設(山間部等の難視聴解消に対処するため設置)
- (2) 集合住宅共聴施設(マンション等集合住宅)
- (3) 受信障害対策共聴施設(ビル陰等による電波障害に対処するため設置)
- (4) 直接受信
- (5) ケーブルテレビ

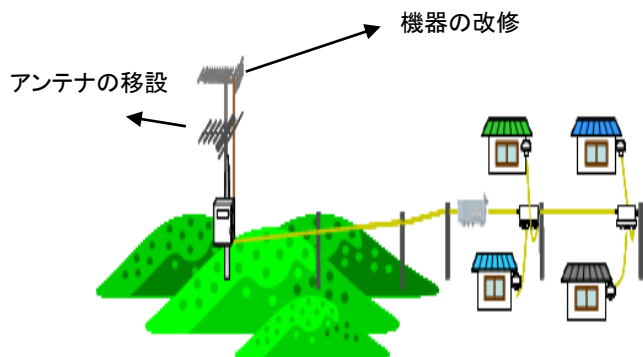


受信形態に応じたデジタル化対応が必要

視聴形態別デジタル化対応イメージ

(1) 辺地共聴施設

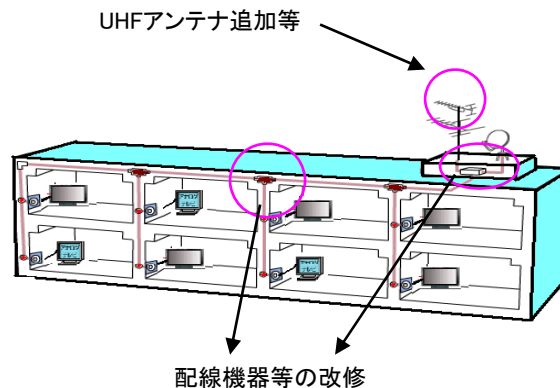
約2万施設(約140万世帯)



放送電波が山や丘陵によって遮られる地域に対し、難視聴解消対策として設置された施設

(2) 集合住宅共聴

約52万施設(約770万世帯)

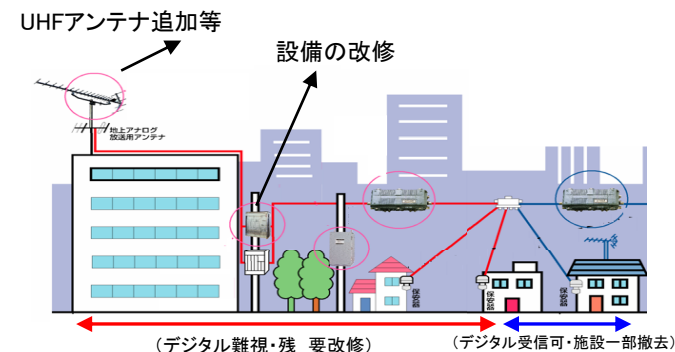


・住民管理組合の改修合意形成

集合住宅で、放送電波を受信する共同アンテナを屋上に建て、各戸に放送電波を分配するために設置された施設

(3) 受信障害対策共聴施設(ビル陰等)

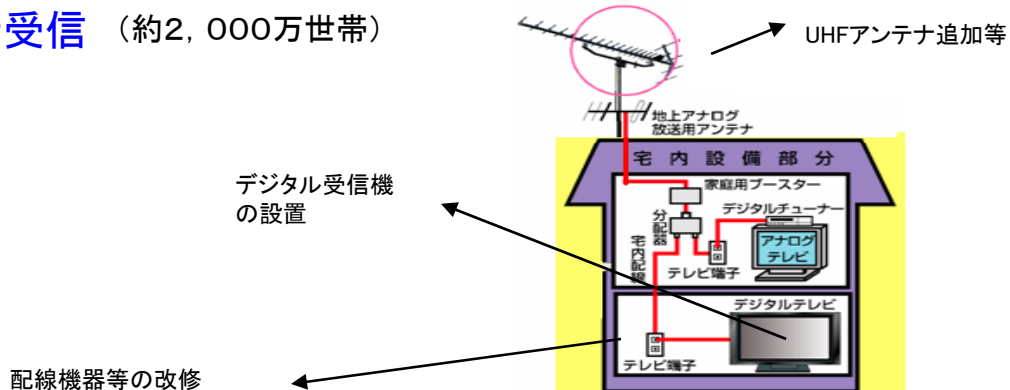
約5万施設(約620万世帯)



・関係者間の調整

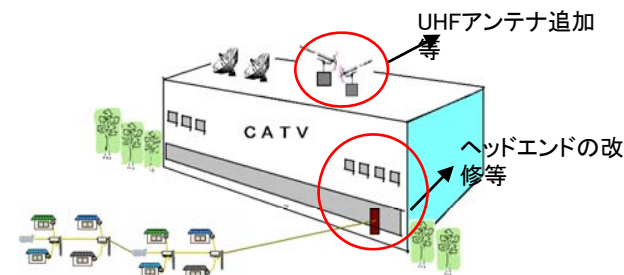
ビル等の建築物に放送電波が遮られて受信障害が発生している地域において、当該建築物の所有者等により障害対策として設置された施設

(4) 直接受信 (約2,000万世帯)



(5) ケーブルテレビ (約2,259万世帯)

・CATV会社側でデジタル化改修



※ 世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、直接受信世帯数は推計値である。

(1) 辺地共聴施設

辺地共聴施設デジタル化ロードマップ(都道府県別)

総務省まとめ(H20. 9. 30現在)

都道府県	施設数 H20.9.30	デジタル化 対応済 (施設数) H20.9.30	デジタル化 進捗率 [%]	デジタル化計画								その他 (直接受信へ 移行予定など) (施設数)	未定又は未把 握 (施設数)
				デジタル化改修時期(施設数)				ケーブルテレビ編入時期(施設数)					
				20年度	21年度	22年度	検討中	20年度	21年度	22年度	検討中		
北海道	325	42	12.9%	3	67	94	26	9	-	-	-	19	65
青森	57	2	3.5%	3	10	21	12	-	-	-	-	4	5
岩手	531	116	21.8%	16	177	170	7	-	-	42	-	3	-
宮城	138	24	17.4%	1	37	30	22	-	-	-	-	11	13
秋田	265	47	17.7%	42	56	36	39	6	-	-	5	6	28
山形	121	32	26.4%	5	24	8	16	-	-	-	-	11	25
福島	193	36	18.7%	5	33	16	72	-	-	-	-	4	27
茨城	133	1	0.8%	1	2	-	116	-	-	-	-	-	13
栃木	83	2	2.4%	-	-	-	62	-	-	1	-	-	18
群馬	288	31	10.8%	19	23	1	98	-	-	-	-	7	109
埼玉	114	5	4.4%	16	1	-	44	-	-	-	1	-	47
千葉	85	1	0.0%	1	8	-	1	-	-	-	-	-	74
東京	46	2	4.3%	1	1	1	17	-	-	-	-	-	24
神奈川	215	13	6.0%	3	2	-	123	-	-	-	-	-	74
山梨	100	3	3.0%	-	1	-	24	-	-	-	-	-	72
新潟	542	119	22.0%	60	130	35	47	14	18	30	30	11	48
長野	229	34	14.8%	1	17	17	54	25	26	2	9	5	39
富山	19	5	26.3%	-	1	-	-	-	-	-	4	-	9
石川	328	57	17.4%	-	14	2	-	149	46	25	5	3	27
福井	82	17	20.7%	1	-	-	-	9	1	-	1	5	48
岐阜	292	37	12.7%	12	27	32	92	13	25	1	44	-	10
静岡	555	40	7.2%	9	34	62	397	-	-	-	2	-	11
愛知	111	12	10.8%	1	2	-	5	5	37	31	1	1	16
三重	47	14	29.8%	-	-	-	-	-	-	2	31	-	-
滋賀	76	16	21.1%	2	-	-	57	1	-	-	-	-	-
京都	470	98	20.9%	9	160	69	40	-	16	10	65	3	-
大阪	114	9	7.9%	1	12	-	90	-	-	-	-	2	-
兵庫	726	156	21.5%	41	95	42	261	49	47	11	3	12	9
奈良	95	26	27.4%	-	6	5	14	15	22	-	5	2	-
和歌山	393	49	12.5%	1	37	-	217	3	72	10	4	-	-
鳥取	127	36	28.3%	5	8	7	2	-	7	-	-	1	61
島根	324	44	13.6%	9	12	2	57	17	14	22	2	1	144
岡山	475	11	2.3%	1	29	5	21	49	3	2	5	4	345
広島	579	54	9.3%	40	29	9	50	7	27	30	3	13	317
山口	153	14	9.2%	7	4	7	4	2	2	6	4	2	101
徳島	318	4	1.3%	2	18	1	2	58	32	-	39	1	161
香川	33	9	27.3%	2	2	2	7	-	-	-	-	1	10
愛媛	577	35	6.1%	15	52	50	124	42	1	33	112	21	92
高知	405	29	7.2%	35	75	44	22	8	29	25	18	6	114
福岡	185	38	20.5%	2	48	26	11	-	-	-	-	2	58
佐賀	67	7	10.4%	-	3	-	6	-	-	46	1	3	3
長崎	117	6	5.1%	-	9	70	13	16	1	-	1	1	-
熊本	430	61	14.2%	3	229	24	84	-	-	-	1	16	12
大分	472	12	2.5%	-	35	45	17	45	60	122	81	-	55
宮崎	307	12	3.9%	12	66	126	11	-	56	23	-	1	-
鹿児島	410	98	23.9%	27	230	22	26	-	-	1	3	3	-
沖縄	25	7	28.0%	1	5	6	-	-	-	-	-	2	4
合計	11,777	1,522	12.9%	415	1,831	1,088	2,410	533	552	473	480	185	2,288

デジタル放送推進のための行動計画（第9次）共聴関連抜粋（2008.12.1）

○基本的考え方

- i) 最終目標・・・2011年3月までに、ほぼ全施設（2万施設、140万世帯）の対応完了
※ デジタル化改修が困難な共聴施設については、2011年3月以降も引き続き整備する。
- ii) 当面の目標・・・2010年3月時点において12,800施設の対応完了（対応率約64%）

	対象施設数	2010.3までの目標	対応率（%）
自主共聴	11,800	約6,800	約58%
NHK共聴	8,200	約6,000	約73%

○今後必要な取組

- i) 自主共聴施設について、2008年9月末の状況に基づき「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ」を策定した（「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ（都道府県別）」前頁参照）。今後は、都道府県別及び市町村別の辺地共聴施設デジタル化ロードマップを半年ごとに更新し、総務省HPで公表することとする。
- ii) このロードマップにおいて、改修計画が検討中又は未定等となっているものについては、2009年3月末までに計画化できるよう取り組む。

※NHK共聴については、NHKにおいて計画的に改修を進めることとしている。

辺地共聴施設の改修等の支援

これまで山間部等においてデジタルテレビ放送を受信するために共聴施設を改修又は新設する者に対して国がその整備費用の一部を補助。これを継続するとともに、新たな難視地域において共聴施設を新設する場合の補助条件を見直すことにより支援措置の拡充を行う。

1 スキーム

(1) 有線共聴施設の場合

- ① 事業主体 : 市町村又は辺地共聴施設の設置者
- ② 対象地域 : 山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ③ 補助対象 : 受信点設備の移設費、改修費等
- ④ 補助率 :

既設共聴施設を改修する場合 → 1/2

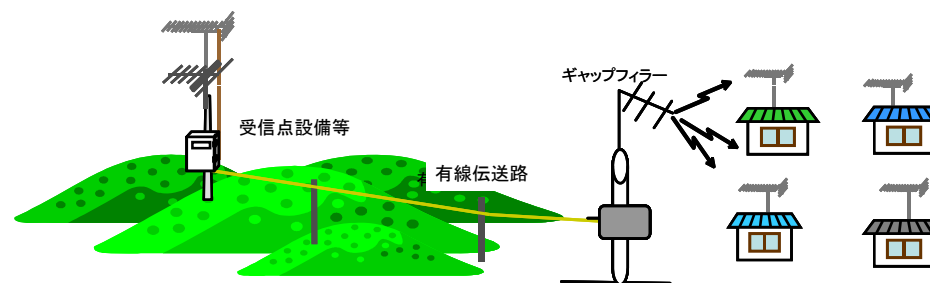
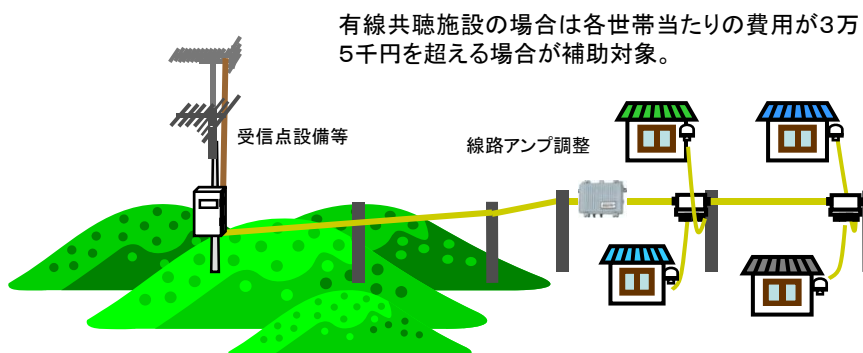
新たな難視地域において共聴施設を新設する場合 → **2/3**

(2) 無線共聴施設の場合

- ① 事業主体 : 市町村又は辺地共聴施設の設置者
- ② 対象地域 : 山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ③ 補助対象 : 受信点設備、有線伝送路、送信設備等
- ④ 補助率 :

既設共聴施設を改修する場合 → 1/2

新たな難視地域において共聴施設を新設する場合 → **2/3**



2 平成21年度所要額 約52億円

<20年度予算との補助率比較表>

	H20年度補助率	H21年度補助率
既存施設の改修	1/2	1/2
新設(新たな難視地域)	1/2	2/3(拡充)

辺地共聴(自主共聴)施設のデジタル化等に対するNHKの独自支援

1 共聴受信点での地上デジタル電波の受信調査

自主共聴のデジタル化改修を行うためには、現在のアナログ放送用受信点の場所で地上デジタル放送の電波が受信できるかどうかの調査(受信点調査)を行う必要があります。

この受信点調査を、NHKが費用を負担し実施します。

- ◆現在のアナログ放送用受信点の場所で地上デジタル放送電波が良好に受信できない場合、新たな受信点の候補地の調査を行います。
- ◆調査の申し込みは、各市町村または地方総合通信局の窓口で受け付けます。
- ◆調査結果は申し込み頂いた窓口を通じて報告いたします。

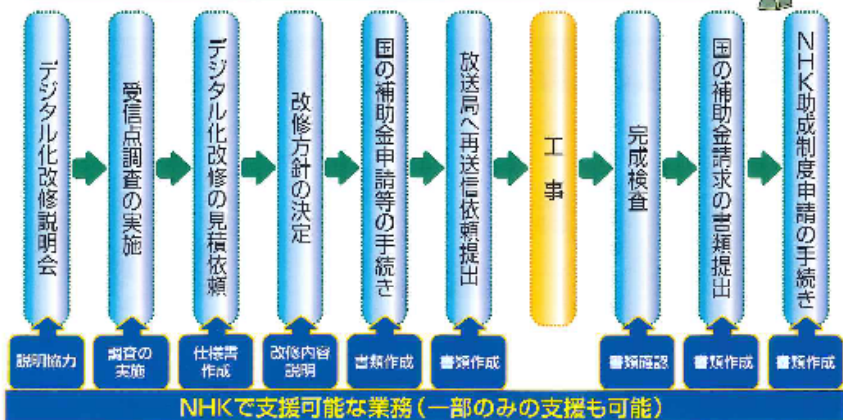
2 デジタル化改修のための技術的な説明や手続きの支援

自主共聴のデジタル化改修に向けた総会・理事会での話し合い等において、技術的な説明をお手伝いします。

また、国の補助やNHKの助成を受ける場合に必要書類作成等の手続きを支援します。

- ◆自主共聴のデジタル化改修の際、一定の条件を満たす場合、国や自治体(一部の自治体)から改修経費の一部に対し補助を受けることができます。この場合、改修工事発注前に申請を行う必要があります。
- ◆さらに、NHK助成制度(「3.施設を整備し維持する経費の一部を助成」を参照)の対象となる場合、自主共聴組合からの申請に基づき助成を受けることができます。この場合、改修工事完了後1年以内に申請する必要があります。
- ◆改修工事の発注先は、自主共聴組合に決定していただきます。(NHKでは改修工事は行いません)

標準的なデジタル化改修とNHK支援のイメージ



3 施設を整備し維持する経費の一部を助成(適用条件あり)

平成20年4月1日以降にデジタル改修工事を完了した自主共聴について、デジタル化改修に要した費用の一部をNHKから助成します。

(この助成制度は平成20年11月の総務省の業務認可により行われるものです。)

助成の対象となる要件

- ① NHKの地上デジタル放送を個別アンテナで受信することが困難な地域にある自主共聴であること(ビル等による受信障害対策共聴やNHK共聴は対象となりません)
- ② 自主共聴の改修工事が国の支援対象となる場合は、その支援を受けていること
- ③ 非営利の自主共聴組合が結成され、設置・運営にあたっていること
- ④ 国等への届出など関連法規に適合した設置・運営がなされていること
- ⑤ 自主共聴の運営目的がテレビ放送の再送信に限定されていること
- ⑥ 過去にこの助成を受けていないこと

助成額

次により助成額を算出します。

$$\text{助成額} = (\text{組合負担額} - (7千円 \times \text{受信契約対象者数})) \times \text{受信契約率}$$

ただし、組合負担額：受信契約対象者数が1.4万円未満の場合は、

$$\text{助成額} = (\text{組合負担額} : 2) \times \text{受信契約率}$$

※助成額は、10万円×受信契約者数を上限とし、千円未満は切り捨てます。

<ここでいう用語の意味は次のとおり>

- 受信契約者数とは、受信契約を締結している世帯数と事業所数の合計をいう
- 受信契約対象者数とは、受信契約の対象となる世帯数と事業所数の合計をいう
- 受信契約率とは、受信契約対象者数に対する受信契約者数の比率をいう
- 組合負担額とは、デジタル化改修工事の総経費から国や自治体(一部の自治体)の補助金を差し引いた実質的な組合負担経費をいう

※受信契約者数は、助成金決定時を基準とします。NHKは、助成事業の実施にかかわり付いた個人事業をNHKの放送設備料の契約・収納(家族割引の適用確認を含みます)のほか、日本放送協会放送受信料免除制度(以下、「免除制度」)の運用、放送の要請に関する相談業務、放送イベントのお知らせ、放送に関する経費へのご協力をお願いのために利用します。助成の申請にあたっては、加入世帯への説明をお願いします。

助成先

自主共聴組合(同一自主共聴組合に対して1回限り)

助成の実施時期

平成21年4月1日以降、平成28年3月31日まで
(申請受付は、平成21年1月13日以降、平成27年9月30日まで)

※平成20年4月1日以降にデジタル化改修工事が完了した自主共聴であり、工事完了後1年以内に申請されたものが助成の対象となります。

辺地共聴施設のデジタル化等に対するNHKの独自支援

〔 ・ NHKは、本年11月に大臣認可を受け、辺地共聴施設のデジタル化等に対する支援を実施
・ 予算措置はH21年度からであるが、H20年度に実施する事業も支援対象 〕

1 自主共聴施設改修・新設に対する助成(新規)

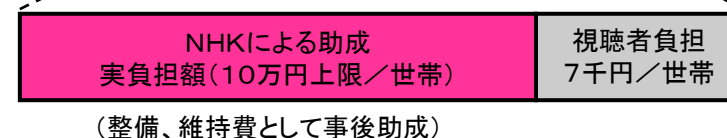
○ 現行(NHK支援なし)



○ NHK支援あり



助成要件等
※ NHKのデジタル放送が受信できない地域にある施設に限る
※ NHK受信契約者に限る
※ 事業完了後に申請により助成



2 NHK共聴加入者のケーブルテレビ移行等への助成(新規)

① ケーブルテレビ等への移行によりNHK共聴施設が廃止となる場合

② ケーブルテレビ等への移行によりNHKデジタル中継局の整備が不要となる場合

加入料等として一律2.8万円/世帯

※ NHK受信契約者に限る

3 辺地共聴改修に対する技術支援(申出により無料で実施)

① デジタル化改修のための受信点調査(H20年度当初から実施中)

② 改修計画策定や各種申請書作成の代行などのコンサルティング(新規)

(2) 集合住宅共聴施設

集合住宅共聴施設数と世帯数（都道府県別）

都道府県	施設数	世帯数	対全世帯数比率※2
北海道	19,722	309,925	11.9%
青森県	1,084	16,318	2.9%
岩手県	1,401	19,811	4.0%
宮城県	6,204	82,582	9.3%
秋田県	656	6,981	1.7%
山形県	1,115	13,084	3.3%
福島県	2,657	29,390	4.0%
茨城県	4,097	45,063	4.2%
栃木県	2,539	27,198	3.7%
群馬県	2,416	27,605	3.7%
埼玉県	19,225	436,533	15.7%
千葉県	18,918	390,127	15.9%
東京都	123,998	1,556,834	25.7%
神奈川県	43,209	811,238	21.5%
新潟県	2,501	31,379	3.8%
山梨県	1,370	16,363	4.3%
長野県	1,965	23,766	5.5%
富山県	1,505	19,810	7.4%
石川県	2,367	24,722	7.5%
福井県	1,433	13,201	1.7%
岐阜県	4,786	41,137	5.7%
静岡県	8,718	102,566	7.3%
愛知県	35,389	483,648	17.4%
三重県	2,666	27,182	3.9%
滋賀県	2,371	39,565	8.1%
京都府	11,656	183,223	16.9%
大阪府	62,231	1,161,675	30.7%
兵庫県	28,789	596,742	26.3%
奈良県	3,483	65,811	12.2%
和歌山県	1,989	26,516	6.3%
鳥取県	747	14,074	6.3%
島根県	884	17,054	6.3%
岡山県	4,111	45,396	6.0%
広島県	15,059	184,543	15.4%
山口県	3,544	46,975	7.4%
徳島県	2,140	22,036	7.0%
香川県	3,127	34,626	8.6%
愛媛県	4,883	45,248	7.3%
高知県	2,566	27,071	7.8%
福岡県	27,910	302,536	14.4%
佐賀県	1,159	10,524	3.5%
長崎県	5,207	50,248	8.3%
熊本県	4,600	52,505	7.4%
大分県	3,822	36,549	7.4%
宮崎県	2,844	19,594	4.0%
鹿児島県	6,166	51,646	6.7%
沖縄県	9,040	109,924	20.6%
全国計	518,269	7,700,544	14.9%

※1 (株)ゼンリンの住宅地図データベース(平成19年1月現在)より4階建以上の集合住宅を抽出
 ※2 平成18年度末の住民基本台帳世帯数から算出

集合住宅共聴施設のデジタル化改修状況

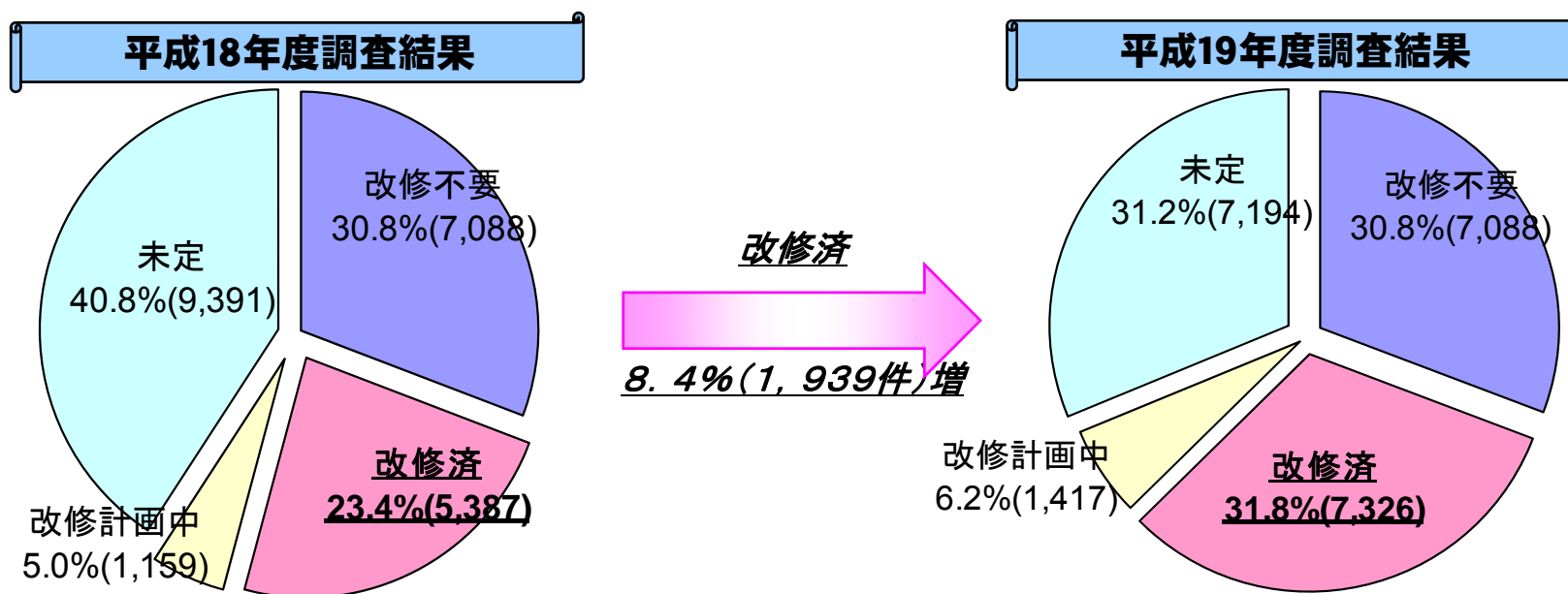
全国の4階建て以上の集合住宅2.3万（同総数約52万※¹（推定約770万世帯）の4.4%）を対象として、地上デジタル放送対応のための施設改修状況等を平成18年度より継続的に調査。

※1 2007年1月末現在、(株)ゼンリン住宅地図データベースから集計

- 6割以上※²の集合住宅が既に地上デジタル放送に対応済
- 集合住宅のデジタル化改修は、平成19年度1年間で約8.4%進捗※³

※2 デジタル化改修不要の施設（約31%）を含む。

※3 平成18年度調査において「改修計画済」及び「未定」（地上デジタル放送未対応）であった約1万施設について、フォローアップ調査（2008年3月）を実施。



出典：集合住宅共聴設備のデジタル放送対応に関する実態調査（2008年3月(社)日本CATV技術協会）

デジタル放送推進のための行動計画(第9次)共聴関連抜粋(2008.12.1)

○基本的考え方

- i) 最終目標・・・2011年7月までに、全施設の対応完了
- ii) 当面の目標・・・2010年3月時点において、対応率85%

○今後必要な取組

i) 施設管理者への働きかけ

支援センター、総合通信局、関係団体等において、説明会の開催や個別の働きかけを強化する。また、管理会社等が事実上存在しない小規模の集合住宅については、説明会の開催等により管理組合等とコンタクトを取り個別対応を行う。

ii) 改修促進のサポート

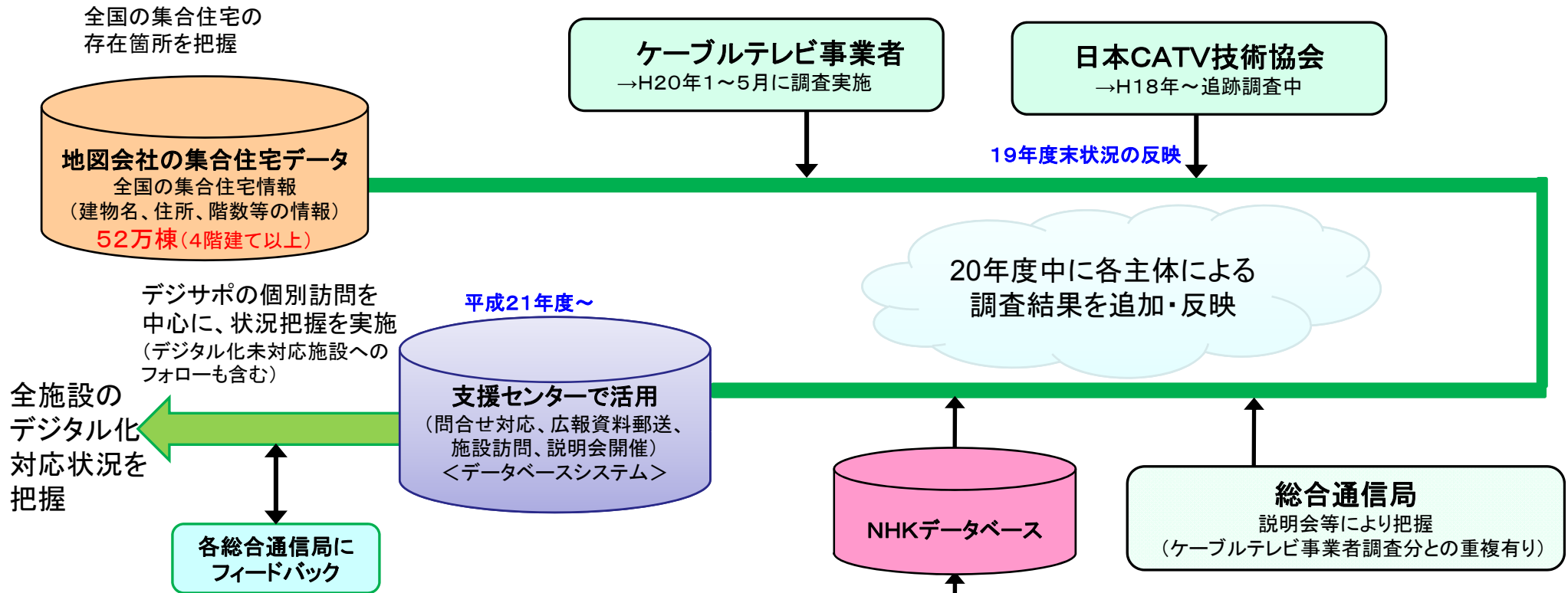
標準的経費の取りまとめなどにより、当事者の対応を側面支援する。なお、集合住宅共聴施設の改修は、戸建住宅のアンテナ改修等に相当するものであり、基本的に当事者の負担により行うべきものと考えられる。したがって、支援措置を講じることは公平性の観点から適当でないと考えられる。

iii) 基本情報の整備

関係団体等(地上放送事業者、ケーブルテレビ事業者、工事業者等)の協力も得つつ、4階建て以上の集合住宅共聴施設情報について管理簿として整備する。

集合住宅共聴施設のデジタル化促進、管理簿整備

支援センターで活用されるデータベースシステムに、各主体が保有している情報、今後の調査等によって把握した情報を付加・反映していく。21年度より、支援センターが中心となり、デジタル化対応状況不明な施設に対して、状況把握・デジタル化促進活動を実施予定。



<整備後の管理簿>

集合住宅名	管理者等連絡先
住所	階数
デジタル化対応状況	世帯数
今後の対応計画	

【参考1】集合住宅共聴施設のデジタル化改修経費(例)

改修区分	構成比 ※1	改修費用 【1世帯当たりの目安】※2	改修事例※2	備考
改修済	31.8%	---	---	---
改修不要	30.8%	---	---	・比較的建築年数が新しい高層マンション等の場合
調整	7.1%	小 【～1万円】	・増幅器の調整等のみ必要	・同上
交換・付加	25.9%	中 【～5万円】	・アンテナの改修や増幅器の調整が必須の場合が多い	特定地域での増額要因(例) ・関東広域圏や近畿広域圏の比較的古い建物でUHFアンテナの増設、U/V帯増幅器への交換等を要する場合 ・3広域圏の一部のように広域局と県域局とで送信点の位置が異なる場合
大規模※3	4.3%	大 【5万円～】	・ケーブル全面張替え、各戸のテレビ端子の全面交換等、施設の規模や状態等によって内容が大きく異なる	・建築年数が古く、かつVHF帯のみ伝送する施設の場合

※1 調査対象の4階建て以上の集合住宅約2.3万棟に占める構成比

※2 具体的な改修経費等は、設備の規模、状態等によって異なる。

※3 地上デジタル放送に最低限対応するための応急措置（周波数変換パススルー方式。1世帯当たり改修費用（目安）中）が活用可能。

出典：集合住宅共聴設備のデジタル放送対応に関する実態調査（2008年3月）（社）日本CATV技術協会

(3) 受信障害対策共聴施設

都市受信障害対策共聴施設数と世帯数(都道府県別)

都道府県	施設数	世帯数	対全世帯数比率※2
北海道	4,308	182,217	7.0%
青森県	314	56,708	10.0%
岩手県	264	28,214	5.7%
宮城県	1,050	124,078	13.9%
秋田県	198	20,472	4.9%
山形県	447	21,520	5.4%
福島県	691	85,909	11.6%
茨城県	454	133,191	12.2%
栃木県	245	37,984	5.1%
群馬県	574	41,505	5.5%
埼玉県	2,348	916,531	32.4%
千葉県	1,923	364,533	14.6%
東京都	9,261	1,234,300	20.0%
神奈川県	3,756	520,675	13.6%
新潟県	671	51,625	6.2%
富山県	113	4,974	1.3%
石川県	351	30,570	7.0%
福井県	153	4,513	1.7%
山梨県	5	618	0.2%
長野県	93	4,721	0.6%
岐阜県	280	28,689	3.9%
静岡県	391	50,893	3.6%
愛知県	2,073	257,213	9.1%
三重県	69	53,306	7.5%
滋賀県	860	58,274	11.7%
京都府	2,445	233,099	21.3%
大阪府	7,325	963,935	25.2%
兵庫県	2,816	291,122	12.7%
奈良県	760	47,970	8.8%
和歌山県	253	17,161	4.1%
鳥取県	54	3,922	1.8%
島根県	82	2,910	1.1%
岡山県	655	47,988	6.3%
広島県	1,102	80,243	6.6%
山口県	345	29,685	4.7%
徳島県	124	25,650	8.1%
香川県	157	11,388	2.8%
愛媛県	255	19,857	3.2%
高知県	33	1,065	0.3%
福岡県	1,640	88,318	4.1%
佐賀県	142	4,807	1.6%
長崎県	123	2,590	0.4%
熊本県	258	9,527	1.3%
大分県	74	3,818	0.8%
宮崎県	80	2,368	0.5%
鹿児島県	276	16,574	2.1%
沖縄県	167	5,057	0.9%
合計	50,058	6,222,287	11.9%

※1 出所:総務省(平成20年10月現在)

※2 平成19年度末の住民基本台帳世帯数から算出

受信障害対策共聴施設のデジタル化を取り巻く現状

現 状

2011年7月の地上放送の完全デジタル化・アナログ放送終了に向けて、受信障害対策共聴施設(約5万施設、620万世帯利用)のデジタル対応を早急に図ることが必要。特に、受信障害対策共聴施設については、

1. 受信障害の状況把握や改修等デジタル化対応の必要性について、施設管理者や当該施設を利用する視聴者の認識が不足していること
2. デジタル化対応の具体的方法や選択肢について、施設管理者や視聴者が十分な情報を持ち合わせていない場合もある
3. デジタル化に伴い原因者の特定が困難であること
4. マンション管理組合等が施設管理者の場合、改修や費用負担に係る意思決定までに時間を要すること

などの理由によりデジタル化対応が遅れている。

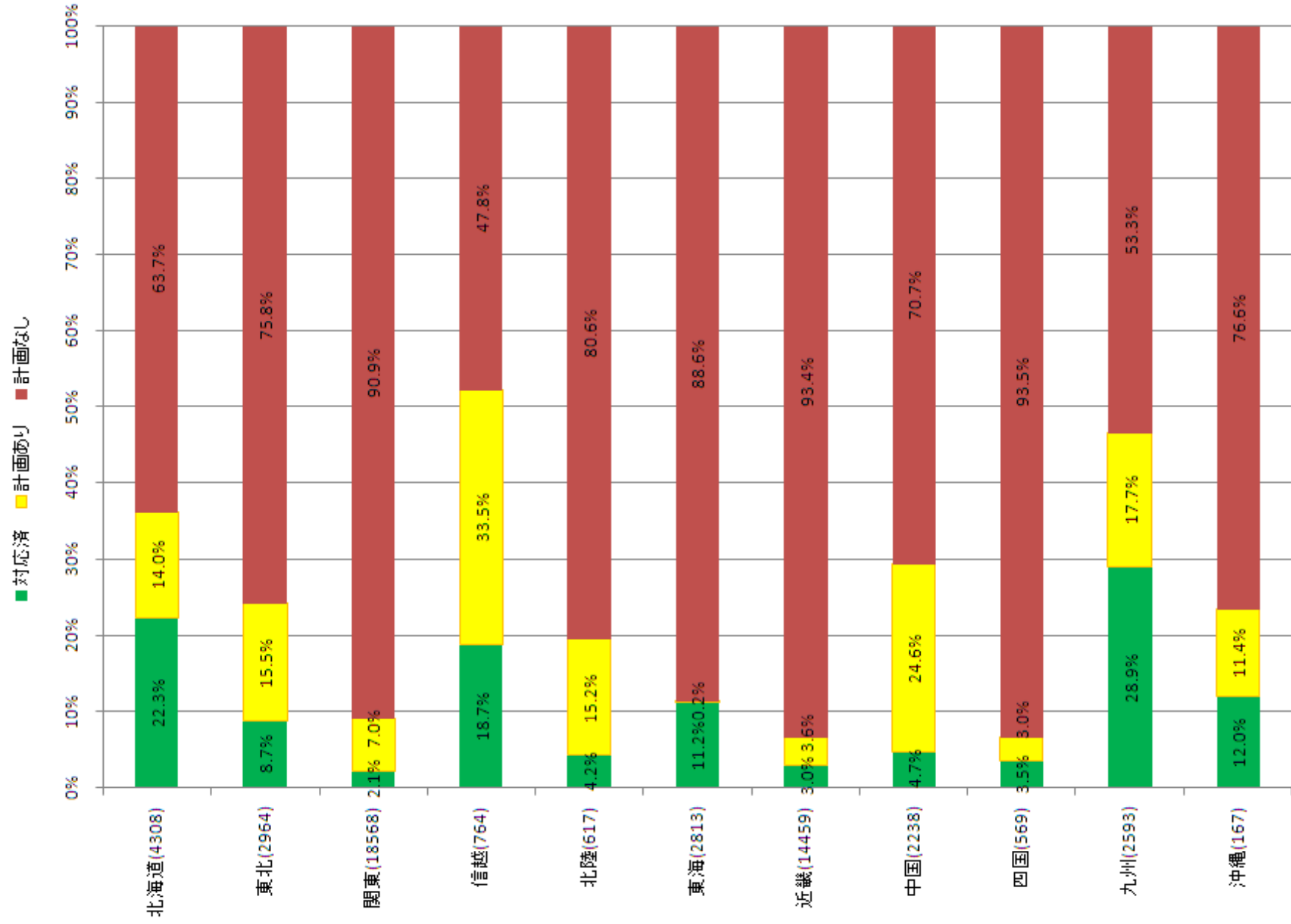


受信障害対策共聴施設等のデジタル化に向けた取組強化の必要性

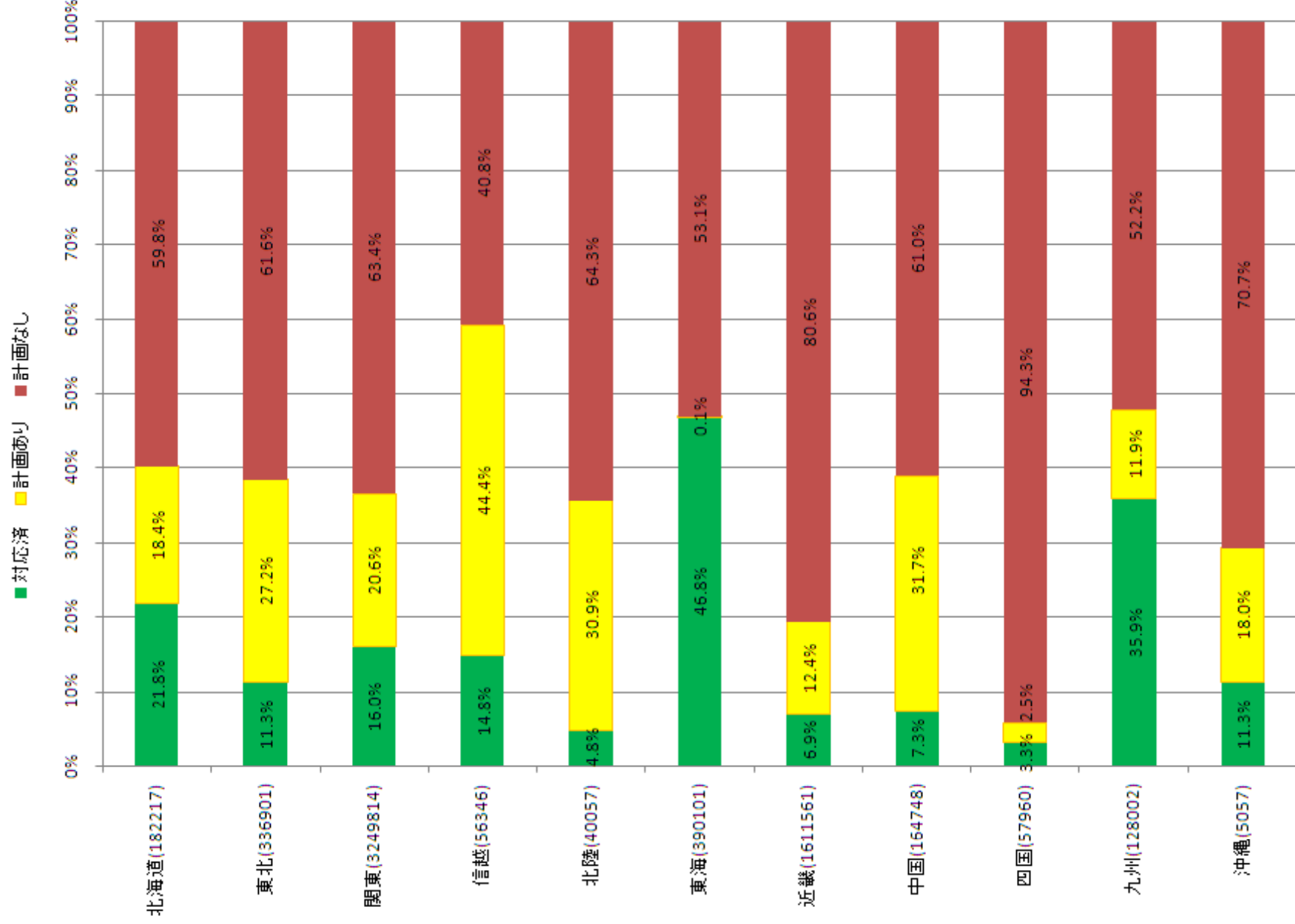
受信障害対策共聴施設のデジタル化促進に向けた取組としては、当該施設の最新情報を取りまとめた管理簿の整備をはじめ、デジタル化改修費用の補助支援策の検討、総合通信局や関係機関を中心とした施設管理者への郵送・訪問等による周知等を実施している。

今後、完全デジタル化まで残り2年半という限られた期間において、目標に沿った進捗管理を行いつつ、全施設のデジタル化を完了するためには、これまで以上に関係者間の連携を強化し、具体的事例に関する情報共有・分析を図る中で、より効果的・効率的な取組を実施していく必要がある。

受信障害対策共聴施設のデジタル化対応状況(管区別施設数)



受信障害対策共聴施設のデジタル化対応状況(管区別世帯数)



デジタル放送推進のための行動計画（第9次） 共聴関連抜粋（2008.12.1）

○基本的考え方

- i) 最終目標・・・2011年7月までに、全施設の対応完了
- ii) 当面の目標・・・2010年3月時点において、対応率50%

○今後必要な取組

i) 基本情報の整備

関係団体等の協力も得つつ、2008年度中に、受信障害対策共聴施設情報について管理簿として整備する。

ii) 施設管理者への働きかけ

支援センター、総合通信局等、関係団体（ケーブルテレビ事業者、工事業者等）等において、説明会の開催や個別の働きかけを強化する。

iii) 改修の促進

ア 標準的な改修モデルの提示等

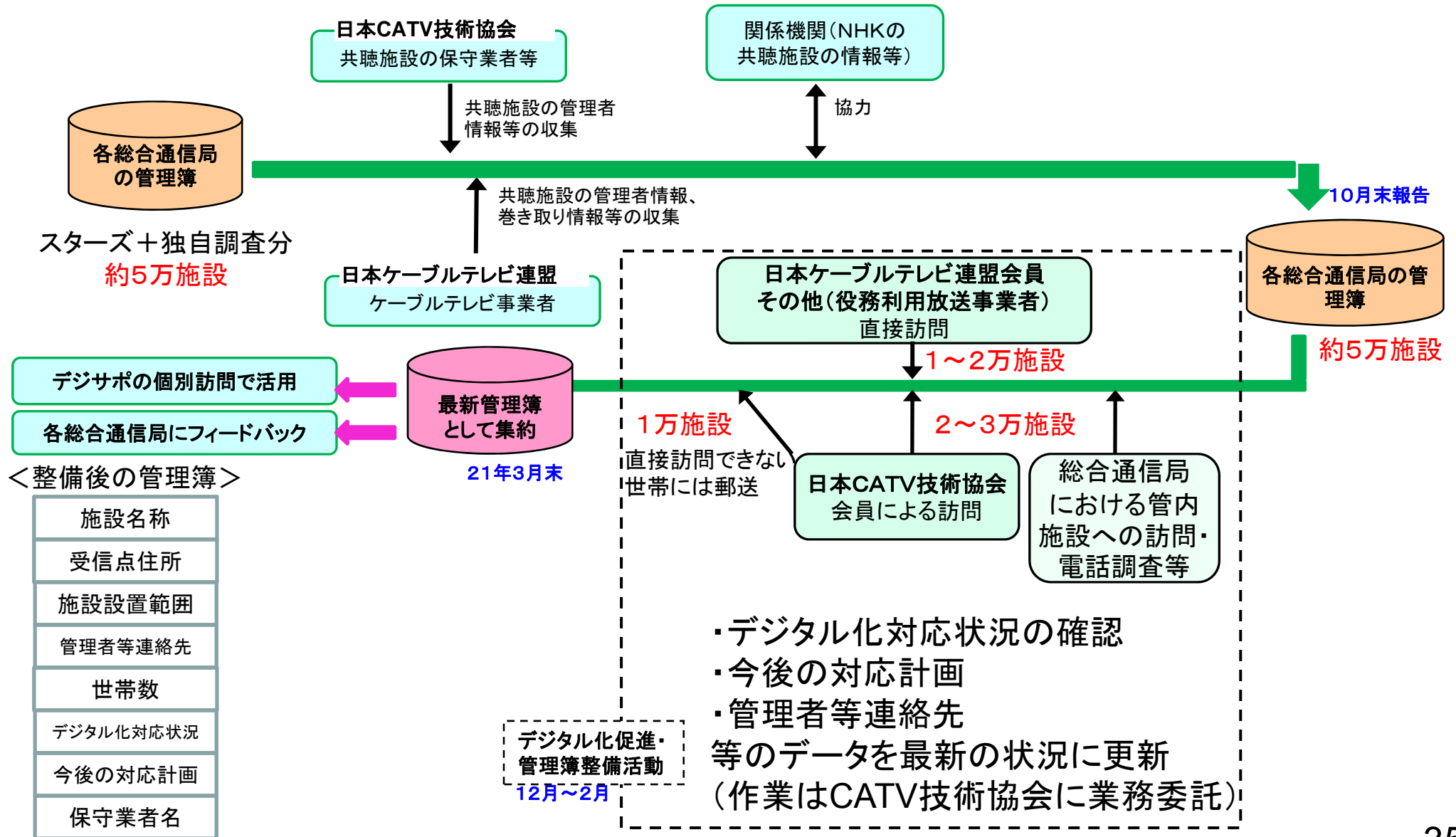
当事者間の協議の進展を側面支援するため、デジタル改修に要する改修費の標準的モデルを作成・公表するとともに、当事者間の協議において生じた問題をどのように克服したか等に関する事例をとりまとめ公表する。

イ 国による支援

直接受信できる・できない可能性が高い地域がどこであることを明らかにするためのシミュレーション・調査を実施するとともに、受信障害の原因者が特定することが困難である場合等であって、世帯あたりの負担が過重となる場合について、必要な支援策を講じる。

受信障害対策共聴施設のデジタル化促進、管理簿整備

各総合通信局より報告を受けた管理簿をベースに、日本CATV技術協会・日本ケーブルテレビ連盟等の協力により、施設管理者に直接訪問を実施。



<整備後の管理簿>

施設名称
受信点住所
施設設置範囲
管理者等連絡先
世帯数
デジタル化対応状況
今後の対応計画
保守業者名

受信障害対策共聴施設の管理者に対するデジタル化促進活動

受信障害対策共聴施設のデジタル化対応促進や管理簿整備活動の一環として、ケーブルテレビ事業者等の協力を受け、共聴施設の管理者に対する訪問活動を実施する。

<活動目的>

施設訪問を行うことにより、最新の施設状況(施設管理者、施設住所、デジタル化対応状況等)の把握を行い、得られた結果については、管理簿への反映及びテレビ受信者支援センターの活動で活用を図る。

<関係者との連携>

本活動は、各総合通信局、テレビ受信者支援センター、日本CATV技術協会(総務省業務委託団体)、日本ケーブルテレビ連盟等と連携を図り実施。

活動協力者:全国 ケーブルテレビ事業者等82社・グループ

<実施期間>

平成20年12月上旬～平成21年2月末

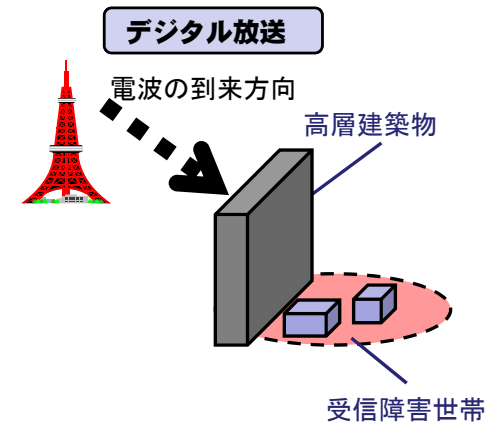
<施設訪問に必要な共聴施設の情報提供>

活動協力者による施設訪問を可能にするため、事前に活動協力者から訪問希望エリアを募り、国が保有する当該エリア内の共聴施設の一部情報を提供する。(施設者名、施設者の住所、受信点住所、施設区域情報)

<活動にあたって活動協力者に求める主な留意点・遵守事項>

活動協力者は、訪問希望エリアで受信障害対策共聴施設のデジタル化促進に関連する取組みを実施していることを条件とする。

また、本活動の実施にあたり、無用の混乱を回避する観点から、活動協力者は国が定める遵守事項について留意・遵守することとする。



訪問者が持参するパンフレット

受信障害対策共聴施設の改修の支援

全国に約5万施設、約620万世帯が利用している受信障害対策共聴施設については、原因者の特定が困難である等のため、デジタル化が進展していない状況。このため、施設のデジタル化改修を受信者等が行う場合、その負担が著しく過重となるものについて国が改修費用の一部を補助する。また、当事者間協議促進のため、受信調査を実施し、デジタル化対応の加速を図る。

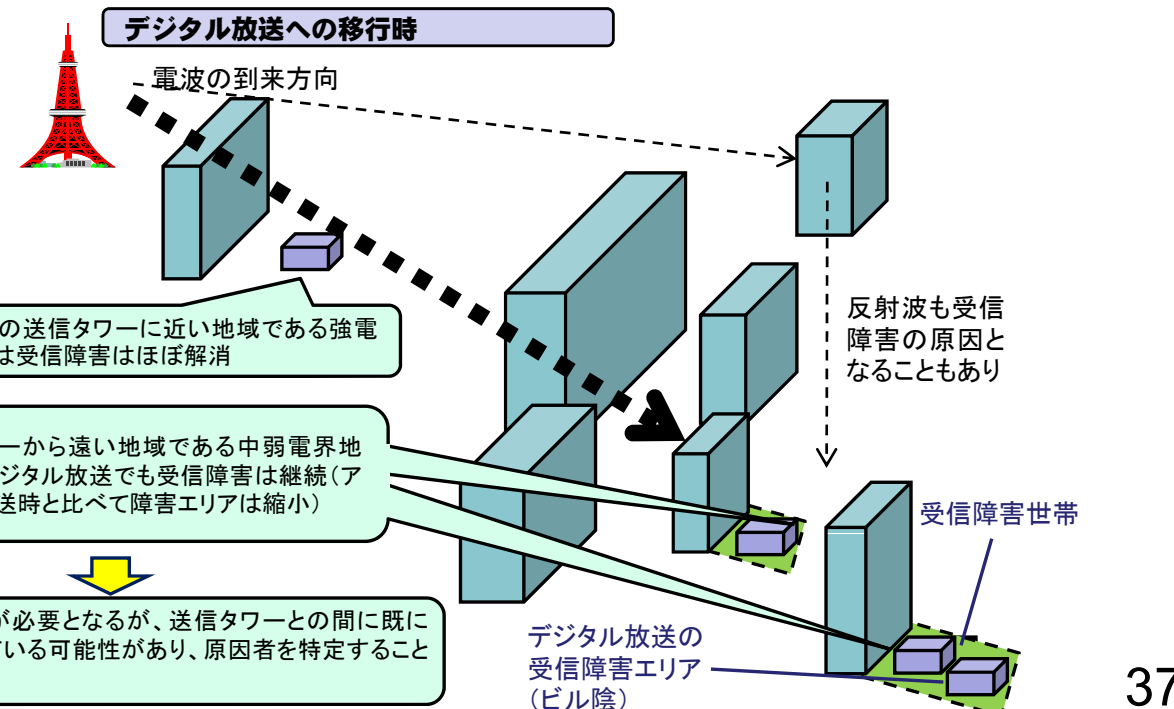
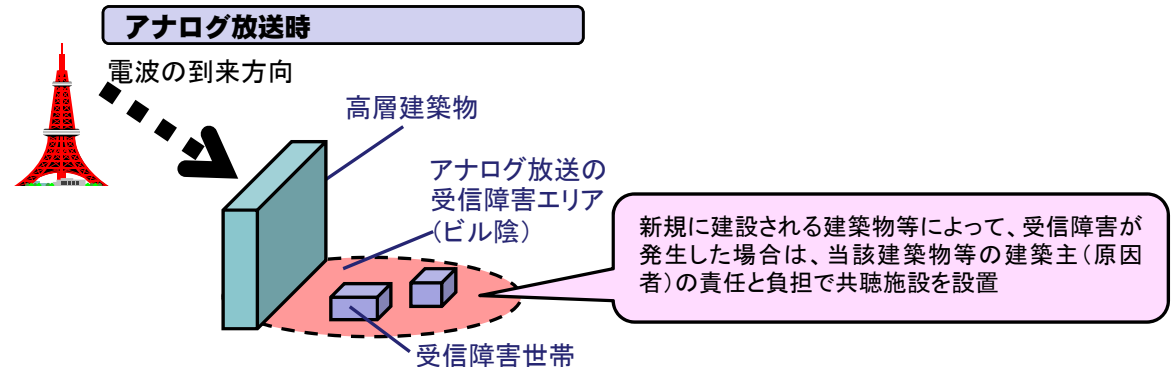
1 スキーム

(1) 施設の改修(民間法人等を経由して補助)

- ① 事業主体 : 共聴施設の管理者
- ② 補助対象 : 受信点設備、幹線設備の改修費等
- ③ 補助率 : 1/2

(2) 受信調査費・事務費

- ① 事業主体 : 民間法人等
- ② 補助率 : 10/10

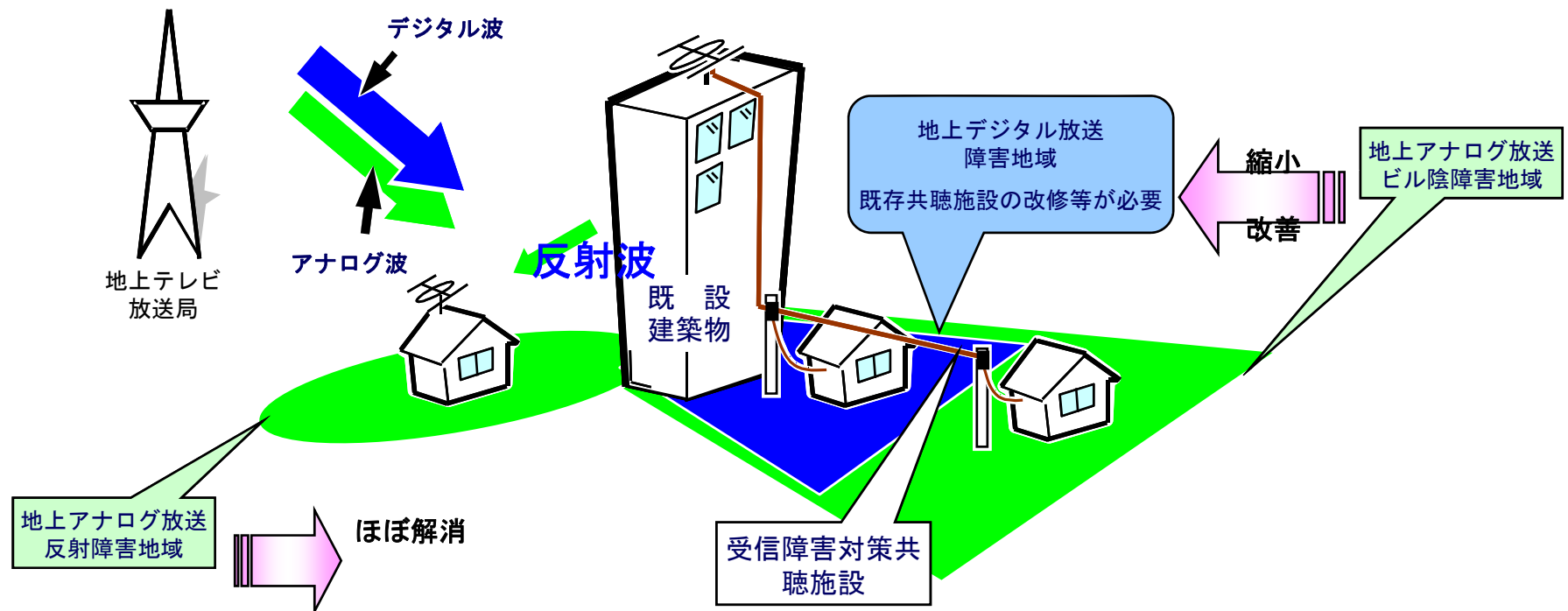


2 平成21年度予定額 53.9億円

このため、共聴施設のデジタル化改修が必要となるが、送信タワーとの間に既に建っている多数の建築物が電波を弱めている可能性があり、原因者を特定することは困難。

【参考1】デジタル化による受信障害の改善傾向

- ✦ 地上デジタル放送は受信障害に強い伝送方式を採用しているため、受信障害は大幅に改善することが見込まれている。
〔 調査の結果、推計では、全国の実用受信障害世帯数がおよそ1/10程度に改善
アナログ波の受信障害世帯：全国約1,100万世帯→デジタル波：同100万世帯 〕
- ✦ 受信障害が改善された世帯では、自ら個別アンテナを設置し、地上デジタル放送を直接受信することが可能となる。
- ✦ この受信障害範囲の変化は、シミュレーションによる大凡の傾向の把握のほか、正確には実測調査により確認することが必要。



都市受信障害対策施設の地上デジタル放送対応に係る考え方(概要)

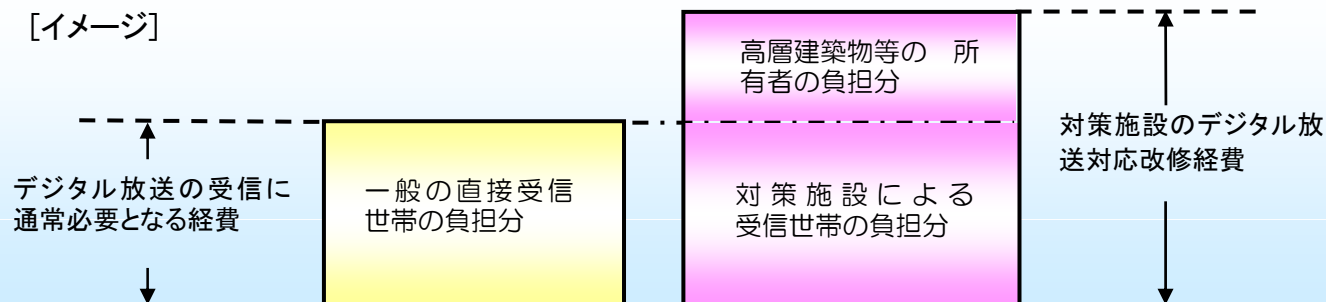
【都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について(通達) :総情域第151号(平18.11.27)】

基本的考え方

- デジタル放送で受信障害が解消された世帯においては、受信障害対策は不要。
- デジタル放送においても受信障害が継続する場合は、高層建築物等の所有者と受信者を当事者とする協議により対応。

費用負担

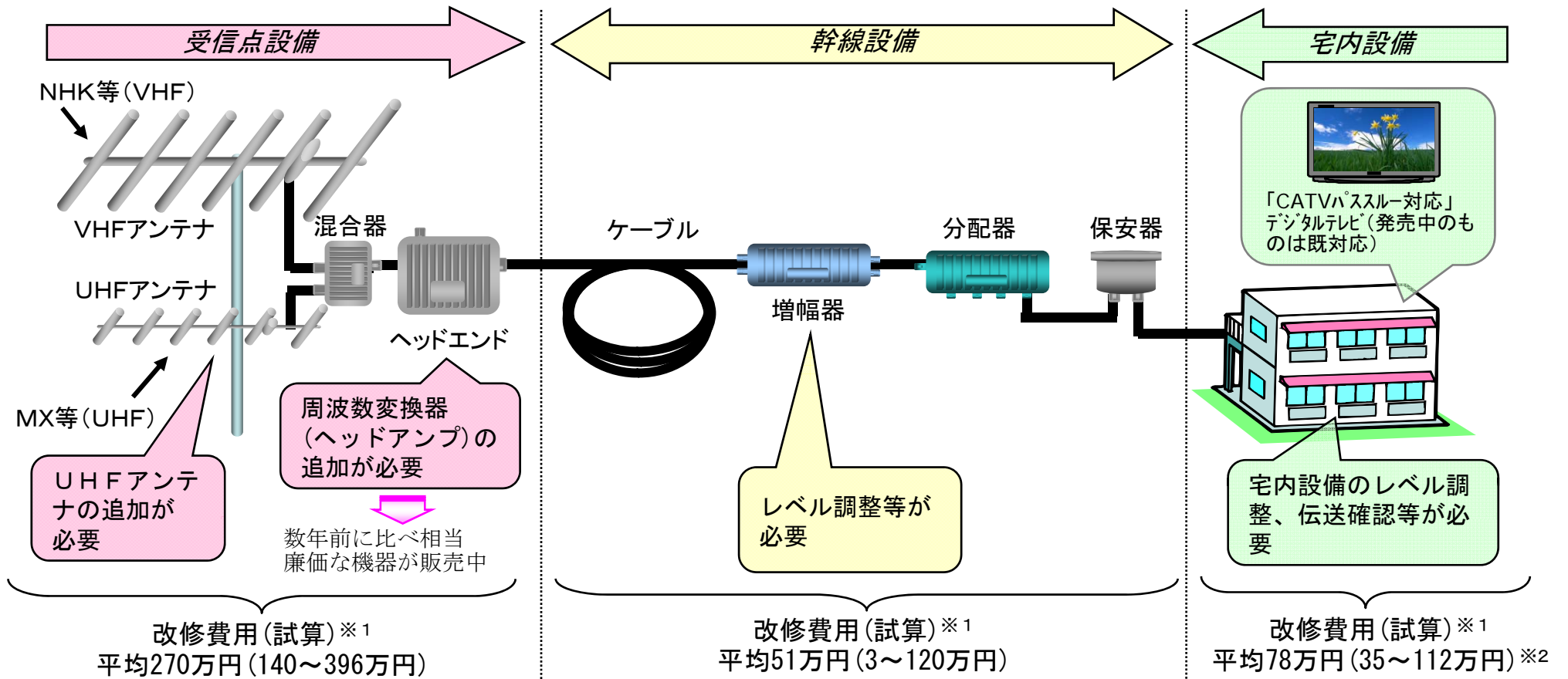
- デジタル放送対応に係る改修費用は、当事者がそれぞれ応分に負担することが妥当。
- 具体的には、受信者はデジタル放送の受信に通常必要とされる経費、所有者は受信者負担分を超える経費をそれぞれ負担。



【参考3】共聴施設のデジタル化改修経費(例)

狭帯域施設（～222MHz等）の場合

デジタル化部分改修経費 200～500万円程度

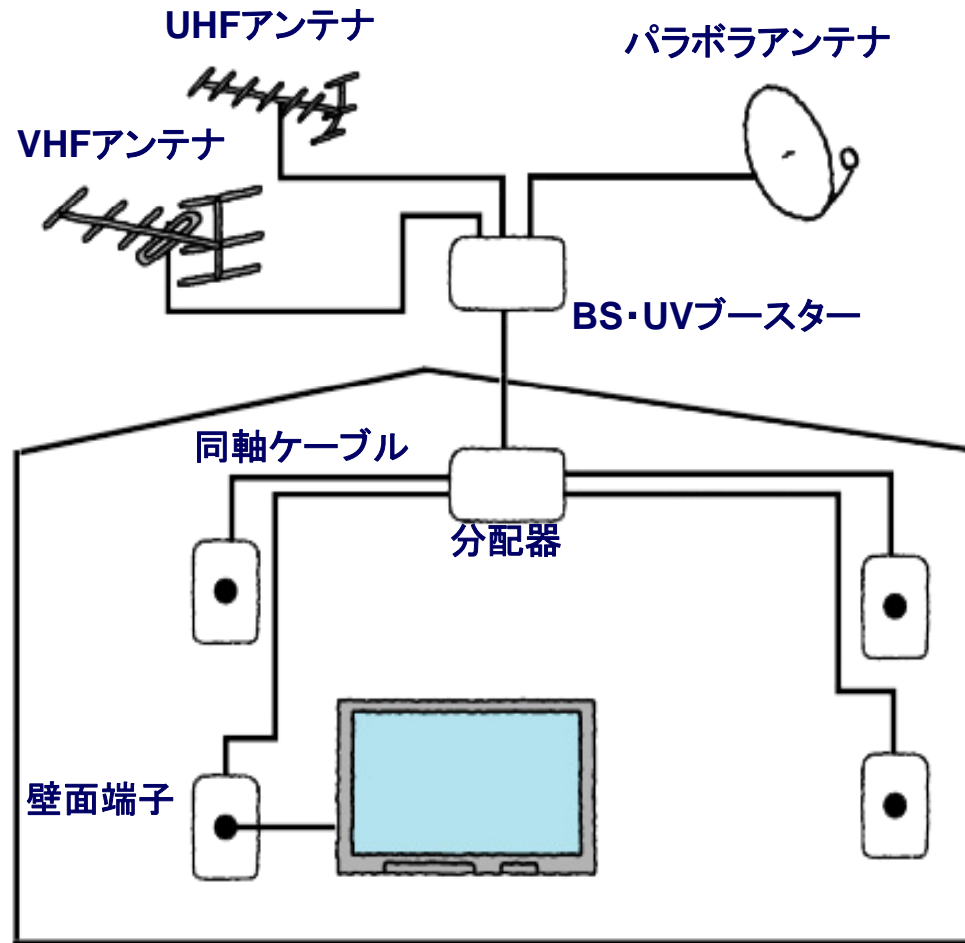


※1 実在する9建物の事例の集計結果。具体的な設備の改修費用等は、設備の規模、状態等によって異なる。 ※2 全体設計費を含む。

出典：都市受信障害対策用共聴設備の施設実態等に関する調査（2007年3月（株）NHKアイテック）

(4) 直接受信

個別受信



地上デジタルチューナー



または

デジタルチューナー
内蔵録画機



+

従来のテレビ



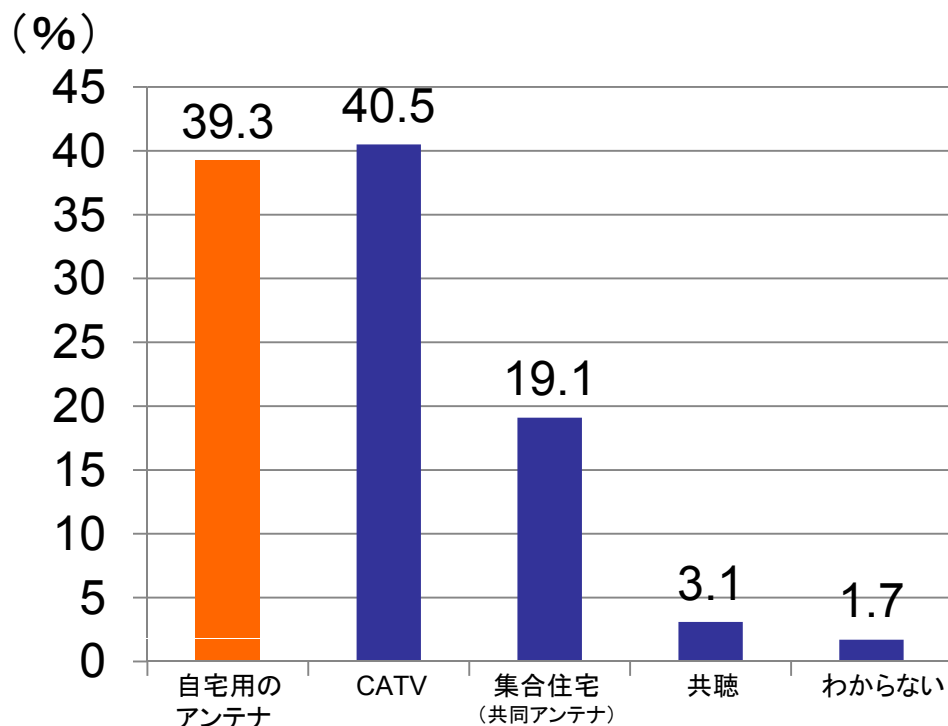
デジタルテレビ



地上デジタルテレビ放送の受信状況(アンケート結果より)

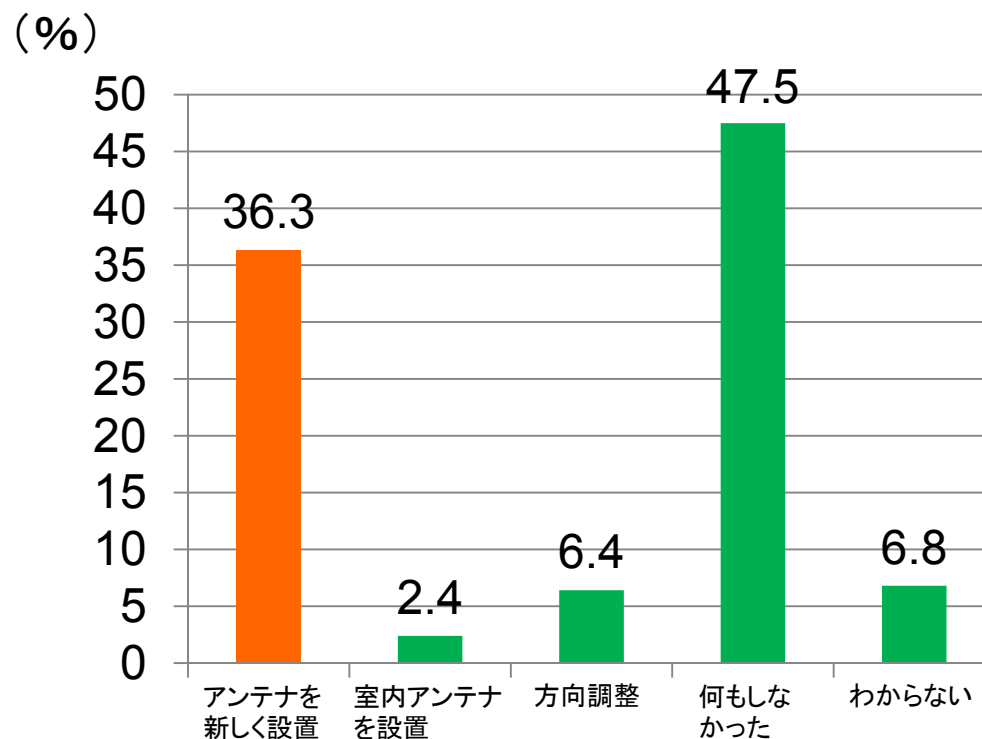
地上デジタルテレビ放送の受信方法

- 地上デジタルテレビ放送視聴可能世帯における受信方法をみると、「ケーブルテレビ」が41%、「自宅用のアンテナ」が39%と、それぞれ4割前後を占めている。
- 「ケーブルテレビ」経由での受信率は、関東・山梨(47%)、近畿(46%)でやや高い。
- 「自宅用のアンテナ」経由での受信率は、北海道・東北(70%)、信越・北陸(50%)、四国(49%)が特に高い。



アンテナの設置・調整有無

- 自宅用のアンテナでの視聴者におけるアンテナの設置・調整の有無をみると、「アンテナを新しく設置」が36%と最も高く、調整は6%であった。
- 「何もしなかった」は48%と半数をしめている。
- 「アンテナを新しく設置」は、関東・山梨(50%)が高く、信越・北陸(24%)が最も低かった。



(5) ケーブルテレビ

ケーブルテレビの普及状況

都道府県	許可施設数	契約者数※ ¹ (H.19.9末)	契約者数※ ¹ (H.20.9末)	伸び率	世帯数※ ²	契約者数 世帯比率
北海道	13	389,065	410,920	5.6%	2,618,005	15.7%
青森県	4	67,209	67,794	0.9%	565,347	12.0%
岩手県	12	72,668	76,170	4.8%	499,351	15.3%
宮城県	6	160,468	176,931	10.3%	891,573	19.8%
秋田県	3	42,348	47,504	12.2%	416,787	11.4%
山形県	4	56,702	59,539	5.0%	395,308	15.1%
福島県	3	6,670	6,698	0.4%	740,993	0.9%
茨城県	11	186,224	214,322	15.1%	1,093,512	19.6%
栃木県	17	123,979	137,007	10.5%	740,354	18.5%
群馬県	10	68,611	71,175	3.7%	752,614	9.5%
埼玉県	44	1,544,591	1,588,537	2.8%	2,827,608	56.2%
千葉県	22	1,241,659	1,305,761	5.2%	2,498,476	52.3%
東京都	39	3,667,281	3,915,701	6.8%	6,160,440	63.6%
神奈川県	23	2,026,946	2,141,079	5.6%	3,832,776	55.9%
新潟県	12	119,377	129,143	8.2%	837,457	15.4%
富山県	15	217,871	224,195	2.9%	382,789	58.6%
石川県	15	141,410	181,540	28.4%	435,912	41.6%
福井県	12	170,998	176,350	3.1%	269,072	65.5%
山梨県	25	278,202	281,630	1.2%	330,911	85.1%
長野県	50	441,614	446,486	1.1%	804,784	55.5%
岐阜県	17	206,498	227,296	10.1%	732,298	31.0%
静岡県	25	374,332	391,407	4.6%	1,413,428	27.7%
愛知県	15	1,452,461	1,480,403	1.9%	2,822,885	52.4%
三重県	12	582,644	486,184	-16.6%	710,875	68.4%
滋賀県	8	95,105	106,998	12.5%	496,305	21.6%
京都府	9	164,026	185,558	13.1%	1,096,291	16.9%
大阪府	28	3,123,401	3,341,292	7.0%	3,821,714	87.4%
兵庫県	21	860,584	947,435	10.1%	2,293,683	41.3%
奈良県	6	90,634	93,399	3.1%	545,391	17.1%
和歌山県	4	93,048	99,683	7.1%	423,263	23.6%
鳥取県	7	121,285	124,914	3.0%	224,026	55.8%
島根県	9	109,156	114,208	4.6%	273,450	41.8%
岡山県	17	222,890	236,664	6.2%	766,961	30.9%
広島県	16	313,213	322,063	2.8%	1,209,084	26.6%
山口県	17	324,260	332,240	2.5%	637,020	52.2%
徳島県	19	172,996	181,635	5.0%	316,542	57.4%
香川県	7	110,405	117,796	6.7%	404,585	29.1%
愛媛県	11	146,209	160,173	9.6%	622,441	25.7%
高知県	6	68,912	70,785	2.7%	347,102	20.4%
福岡県	16	846,552	861,260	1.7%	2,129,522	40.4%
佐賀県	21	130,919	133,250	1.8%	305,260	43.7%
長崎県	15	181,953	194,416	6.8%	606,559	32.1%
熊本県	6	112,362	122,514	9.0%	718,259	17.1%
大分県	25	255,659	264,501	3.5%	500,649	52.8%
宮崎県	4	172,839	181,447	5.0%	493,192	36.8%
鹿児島県	13	43,261	48,019	11.0%	778,579	6.2%
沖縄県	4	101,761	103,528	1.7%	541,444	19.1%
全国	698	21,501,258	22,587,550	5.1%	52,324,877	43.2%

※1 自主放送を行う許可施設のケーブルテレビに関するもの（電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。）

※2 平成19年度末の住民基本台帳世帯数

ケーブルテレビ施設の整備

これまでデジタルテレビ放送の受信環境の整備を促進するため、ケーブルテレビ施設を整備する者に対して国がその整備費用の一部を補助。これを継続するとともに、定住自立圏の取組を推進するための基盤整備等を積極的に支援。（※ 地域情報通信基盤整備交付金のメニューの一つ。）

1 スキーム(ケーブルテレビ施設の整備に関する場合)

① 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1/3）

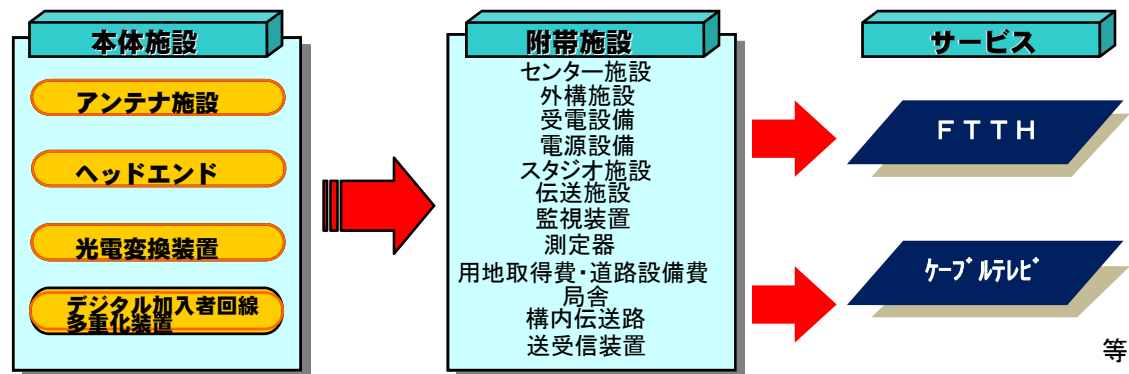
（注）条件不利地域とは、過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

② ①を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1/3）

（注1）合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象。

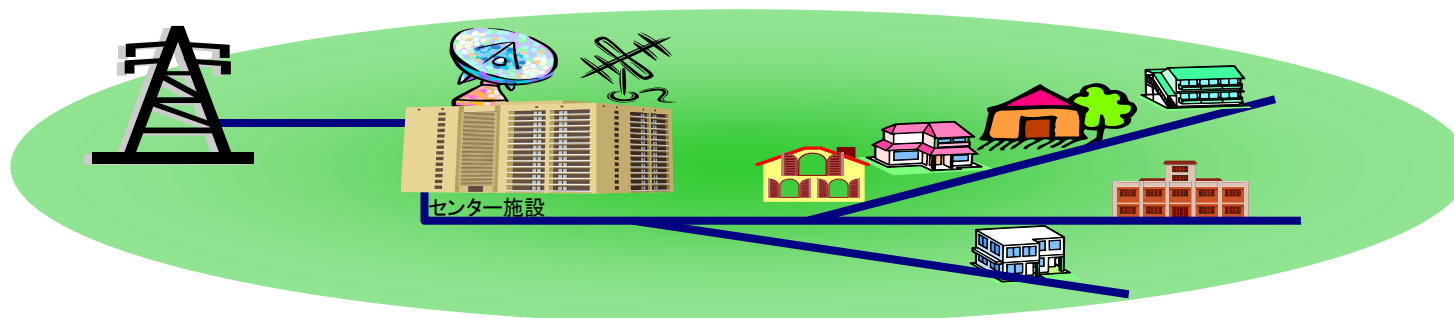
（注2）定住自立圏の取組を推進するための基盤となる設備として、遠隔医療等に不可欠な送受信装置等も交付対象。

③ 第三セクター法人（交付率：1/4）



2 ケーブルテレビ施設の整備イメージ図

自主放送、ケーブルTV、インターネット接続を実現



3 平成20年度第一次補正予算額
平成20年度第二次補正予算額
平成21年度予定額

95. 1億円の内数（地域情報通信基盤整備推進交付金）
10. 1億円の内数（ // ）
78. 7億円の内数（ // ）

地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の促進

デジタル放送推進のための行動計画(第9次)

第二部 各主体が取り組むべき事項

V ケーブルテレビ事業者

4. 地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の推進

各種サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものであるが、地上デジタル放送のみの再送信サービスは地上デジタル放送への円滑な移行に資するものであるため、ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する。

ケーブルテレビ事業者においては、地上デジタル放送のみの再送信サービスについて、具体的なサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討し、視聴者に対して可能な限り早期に提供できるよう取り組む。

提供状況

○ 平成20年9月末現在、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」等を提供している事業者は、262社(49.0%)(※1)。

料 金(※2)	事業者数(※3)	割 合
無 料	9	4.9%
1円 ~ 500円	20	10.9%
501円 ~ 1,000円	79	42.9%
1,001円 ~ 1,500円	30	16.3%
1,501円 ~ 2,000円	34	18.5%
2,001円 ~ 2,500円	7	3.8%
2,501円 ~	1	0.5%

※1 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者のうち自主放送を行う535事業者を対象として行ったもの。

上記、262社には次の事業者を含む。

・一部の地域のみサービスを提供している事業者。

・「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を提供していないが、「地上デジタル放送とBSデジタル放送の再送信サービス」を提供している事業者。

※2 STBのレンタル料金を含まない月額料金(税抜き)。

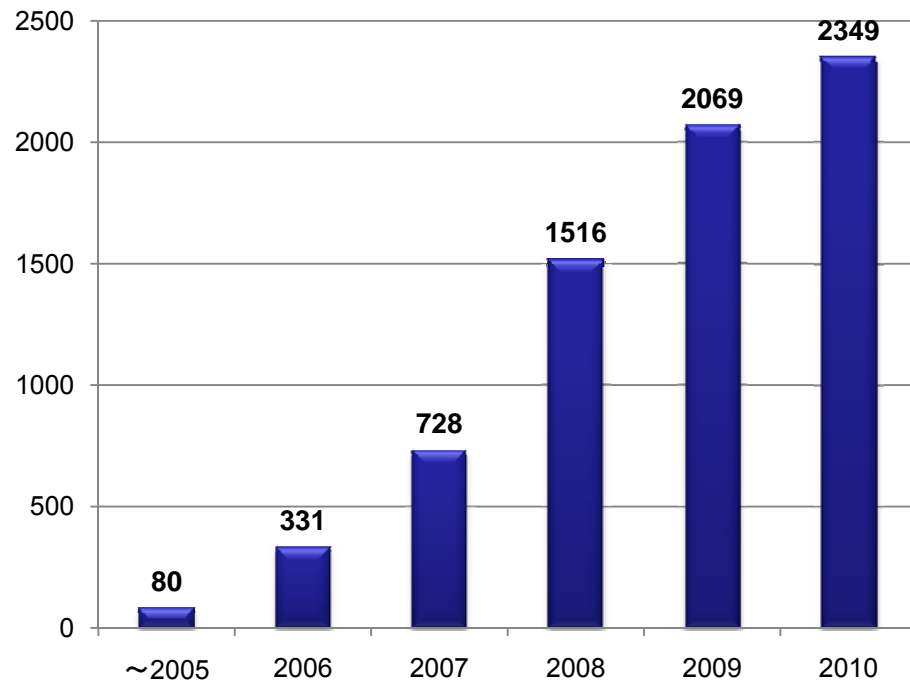
※3 「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を提供している事業者のうち料金を把握できたものを対象とした。

5. 中継局整備

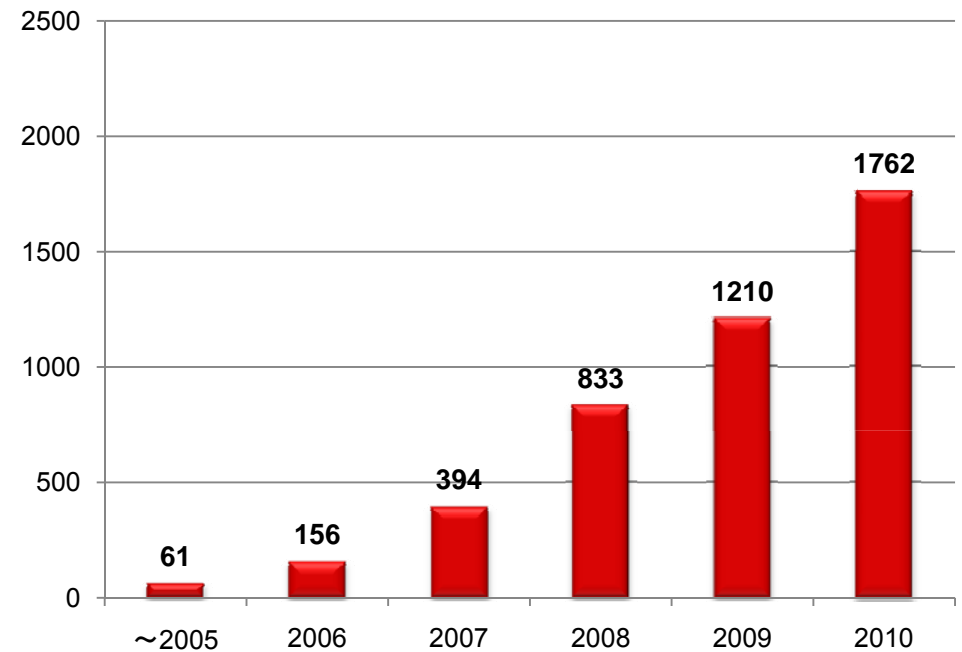
デジタル中継局の年次別整備予定

- 放送対象地域及び放送事業者ごとのデジタル中継局の整備予定年を公表。
⇒民放7,073局 NHK4,416局（第9次行動計画）
- 2008.12現在開局済みデジタル局は、民放2,655局（放大含む。）、NHK1,444局。
⇒今後、民放4,418局、NHK2,972局の開設を予定。

民放(7,073局)



NHK総合教育(4,416局)



「デジタル放送推進のための行動計画」(第9次)より抜粋

デジタル中継局の都道府県別(年次別)整備予定

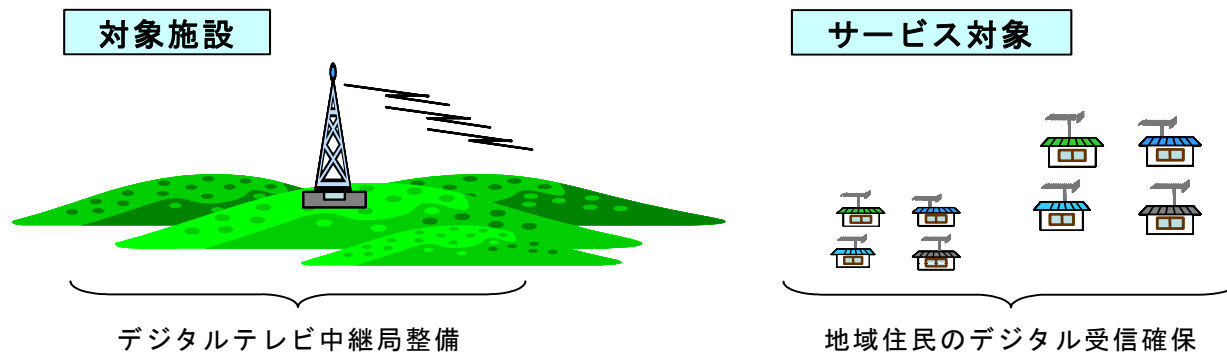
区分	NHK														民放													
	2005		2006		2007		2008		2009		2010		合計		2005		2006		2007		2008		2009		2010		合計	
	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所	局数	局所
北海道	-	(0)	2	(1)	31	(16)	82	(41)	88	(44)	158	(79)	361	(181)	-	(0)	5	(1)	61	(13)	165	(36)	191	(44)	313	(70)	735	(164)
青森	2	(1)	-	(0)	4	(2)	12	(6)	18	(9)	48	(24)	84	(42)	-	(0)	3	(1)	6	(2)	18	(6)	27	(9)	72	(24)	126	(42)
岩手	2	(1)	-	(0)	12	(6)	14	(7)	50	(25)	124	(62)	202	(101)	-	(0)	4	(1)	24	(6)	28	(7)	30	(9)	134	(46)	220	(67)
宮城	2	(1)	2	(1)	4	(2)	12	(6)	24	(12)	48	(24)	92	(46)	3	(1)	5	(2)	8	(2)	24	(6)	48	(12)	88	(22)	176	(44)
秋田	2	(1)	4	(2)	10	(5)	34	(17)	34	(17)	26	(13)	110	(55)	-	(0)	9	(3)	15	(5)	48	(16)	52	(18)	39	(13)	163	(55)
山形	2	(1)	8	(4)	12	(6)	8	(4)	22	(11)	22	(11)	74	(37)	2	(1)	14	(5)	27	(8)	13	(4)	40	(12)	24	(11)	120	(37)
福島	2	(1)	2	(1)	12	(6)	20	(10)	28	(14)	66	(33)	130	(65)	-	(0)	8	(2)	24	(6)	40	(10)	56	(14)	109	(28)	237	(60)
茨城	10	(5)	-	(0)	9	(5)	12	(6)	3	(2)	10	(5)	44	(23)	5	(2)	1	(1)	20	(4)	30	(6)	20	(4)	5	(1)	85	(17)
栃木	2	(1)	2	(1)	2	(1)	6	(3)	16	(8)	18	(9)	46	(23)	6	(2)	6	(1)	6	(1)	19	(4)	49	(9)	54	(9)	140	(26)
群馬	2	(1)	2	(1)	10	(5)	14	(7)	14	(7)	18	(9)	60	(30)	5	(1)	7	(3)	25	(5)	42	(12)	51	(11)	32	(12)	162	(37)
埼玉	-	(0)	4	(2)	-	(0)	2	(1)	6	(3)	8	(4)	20	(10)	1	(1)	2	(3)	5	(1)	11	(2)	18	(3)	28	(8)	65	(15)
千葉	-	(0)	2	(1)	4	(2)	6	(3)	22	(11)	14	(7)	48	(24)	-	(0)	7	(2)	12	(2)	18	(3)	60	(10)	47	(11)	144	(28)
東京	2	(1)	-	(0)	-	(0)	4	(2)	10	(5)	14	(7)	30	(15)	6	(1)	1	(1)	-	(0)	12	(2)	29	(5)	41	(8)	89	(16)
神奈川	2	(1)	-	(0)	2	(1)	8	(4)	18	(9)	16	(8)	46	(23)	7	(2)	-	(0)	6	(1)	24	(4)	53	(9)	39	(9)	129	(24)
新潟	-	(0)	22	(11)	16	(8)	20	(10)	18	(9)	26	(13)	102	(51)	-	(0)	44	(11)	28	(7)	44	(11)	36	(9)	52	(13)	204	(51)
富山	2	(1)	-	(0)	4	(2)	6	(3)	8	(4)	-	(0)	20	(10)	1	(1)	2	(1)	6	(2)	9	(3)	12	(4)	-	(0)	30	(10)
石川	-	(0)	4	(2)	8	(4)	8	(4)	12	(6)	18	(9)	50	(25)	-	(0)	8	(2)	16	(4)	16	(4)	24	(6)	36	(9)	100	(25)
福井	-	(0)	2	(1)	8	(4)	10	(5)	12	(6)	12	(6)	44	(22)	-	(0)	2	(1)	8	(4)	10	(5)	11	(6)	13	(7)	44	(22)
山梨	-	(0)	4	(2)	8	(4)	8	(4)	22	(11)	12	(6)	54	(27)	-	(0)	4	(2)	8	(4)	6	(3)	10	(5)	10	(6)	38	(20)
長野	-	(0)	12	(6)	20	(10)	30	(15)	28	(14)	32	(16)	122	(61)	-	(0)	24	(6)	40	(10)	60	(15)	46	(14)	43	(14)	213	(59)
岐阜	7	(4)	2	(1)	6	(3)	10	(5)	12	(6)	4	(2)	41	(21)	16	(4)	5	(1)	15	(3)	25	(5)	30	(6)	1	(1)	92	(20)
静岡	4	(2)	8	(4)	8	(4)	24	(12)	26	(13)	20	(10)	90	(45)	8	(2)	16	(13)	4	(1)	48	(12)	52	(13)	38	(10)	178	(45)
愛知	4	(2)	2	(1)	-	(0)	4	(2)	4	(2)	2	(1)	16	(8)	10	(2)	5	(1)	-	(0)	10	(2)	1	(1)	1	(1)	27	(7)
三重	2	(1)	4	(2)	8	(4)	2	(1)	8	(4)	2	(2)	26	(14)	1	(1)	10	(2)	20	(4)	5	(1)	20	(4)	2	(2)	58	(14)
滋賀	2	(1)	4	(2)	-	(0)	4	(2)	11	(6)	16	(8)	37	(19)	-	(0)	15	(4)	-	(0)	6	(2)	22	(6)	25	(5)	68	(17)
京都	1	(1)	-	(0)	8	(4)	9	(5)	9	(5)	60	(31)	87	(46)	1	(1)	-	(0)	20	(4)	15	(3)	9	(5)	47	(20)	92	(33)
大阪	2	(1)	-	(0)	-	(0)	-	(0)	12	(6)	8	(4)	22	(11)	5	(1)	1	(1)	2	(2)	1	(1)	21	(5)	20	(4)	50	(14)
兵庫	3	(2)	6	(3)	8	(4)	26	(13)	41	(22)	158	(79)	242	(123)	2	(2)	18	(4)	20	(4)	55	(11)	100	(24)	209	(46)	404	(90)
奈良	2	(2)	-	(0)	2	(1)	12	(6)	10	(5)	28	(15)	10	(5)	1	(1)	1	(1)	4	(1)	5	(1)	11	(3)	10	(2)	32	(8)
和歌山	2	(1)	4	(2)	-	(0)	10	(5)	26	(13)	64	(32)	106	(53)	-	(0)	15	(4)	-	(0)	22	(6)	60	(12)	62	(14)	159	(36)
鳥取	-	(0)	4	(2)	16	(8)	12	(6)	4	(2)	24	(12)	60	(30)	-	(0)	3	(1)	24	(8)	18	(6)	6	(2)	22	(10)	73	(27)
島根	-	(0)	2	(1)	10	(5)	28	(14)	36	(18)	38	(19)	114	(57)	-	(0)	3	(1)	15	(5)	42	(14)	54	(18)	36	(12)	150	(50)
岡山	-	(0)	2	(1)	8	(4)	18	(9)	54	(27)	74	(37)	156	(78)	-	(0)	5	(1)	20	(4)	36	(9)	94	(27)	76	(31)	231	(71)
広島	-	(0)	6	(3)	24	(12)	48	(24)	84	(42)	78	(39)	240	(120)	-	(0)	12	(3)	48	(12)	96	(24)	112	(29)	48	(18)	316	(86)
山口	-	(0)	8	(4)	16	(8)	28	(14)	46	(23)	54	(27)	152	(76)	-	(0)	12	(4)	25	(9)	42	(14)	54	(23)	31	(15)	164	(64)
徳島	-	(0)	2	(1)	12	(6)	16	(8)	30	(15)	38	(19)	98	(49)	-	(0)	1	(1)	6	(6)	8	(8)	13	(13)	12	(12)	40	(40)
香川	-	(0)	4	(2)	2	(1)	12	(6)	16	(8)	14	(7)	48	(24)	-	(0)	5	(1)	5	(1)	26	(6)	10	(3)	5	(3)	51	(14)
愛媛	-	(0)	2	(1)	22	(11)	28	(14)	6	(3)	48	(24)	106	(53)	-	(0)	4	(1)	31	(11)	37	(18)	14	(8)	62	(22)	148	(48)
高知	-	(0)	2	(1)	14	(7)	28	(14)	38	(19)	46	(23)	128	(64)	-	(0)	3	(1)	21	(7)	42	(14)	54	(18)	57	(23)	177	(63)
福岡	-	(0)	6	(3)	8	(4)	32	(16)	30	(15)	12	(6)	88	(44)	-	(0)	15	(3)	20	(4)	80	(16)	75	(15)	25	(5)	215	(43)
佐賀	-	(0)	4	(2)	4	(2)	16	(8)	12	(6)	10	(5)	46	(23)	-	(0)	2	(2)	2	(2)	7	(7)	6	(6)	6	(6)	23	(23)
長崎	-	(0)	2	(1)	4	(2)	20	(10)	48	(24)	46	(23)	120	(60)	-	(0)	4	(1)	8	(2)	32	(8)	92	(25)	74	(21)	210	(57)
熊本	-	(0)	2	(1)	4	(2)	24	(12)	30	(15)	44	(22)	104	(52)	-	(0)	4	(1)	8	(2)	48	(12)	60	(15)	88	(22)	208	(52)
大分	-	(0)	2	(1)	8	(4)	28	(14)	32	(16)	76	(38)	146	(73)	-	(0)	3	(1)	12	(4)	42	(14)	38	(16)	90	(38)	185	(73)
宮崎	-	(0)	2	(1)	8	(4)	26	(13)	26	(13)	28	(14)	90	(45)	-	(0)	2	(1)	8	(4)	26	(13)	26	(13)	28	(14)	90	(45)
鹿児島	-	(0)	2	(1)	12	(6)	50	(25)	80	(40)	82	(41)	226	(113)	-	(0)	4	(1)	24	(6)	96	(25)	127	(37)	71	(23)	322	(92)
沖縄	-	(0)	2	(1)	6	(3)	12	(6)	24	(12)	16	(8)	60	(30)	-	(0)	3	(1)	9	(3)	9	(3)	45	(15)	24	(8)	90	(30)
合計	61	(33)	156	(78)	394	(198)	833	(417)	1,210	(608)	1,762	(883)	4,416	(2,217)	80	(25)	331	(95)	728	(199)	1,516	(414)	2,069	(575)	2,349	(709)	7,073	(1,981)

デジタル中継局の整備の支援

条件不利地域において、放送事業者が自力建設困難な地上デジタルテレビ中継局の整備を行う者に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

1 スキーム

- ① 事業主体 : 都道府県、市町村、一般社団法人、一般財団法人又は放送事業者
- ② 対象地域 : 条件不利地域
- ③ 対象施設 : 中継局施設(局舎、鉄塔等)
- ④ 補助率 : 1/2



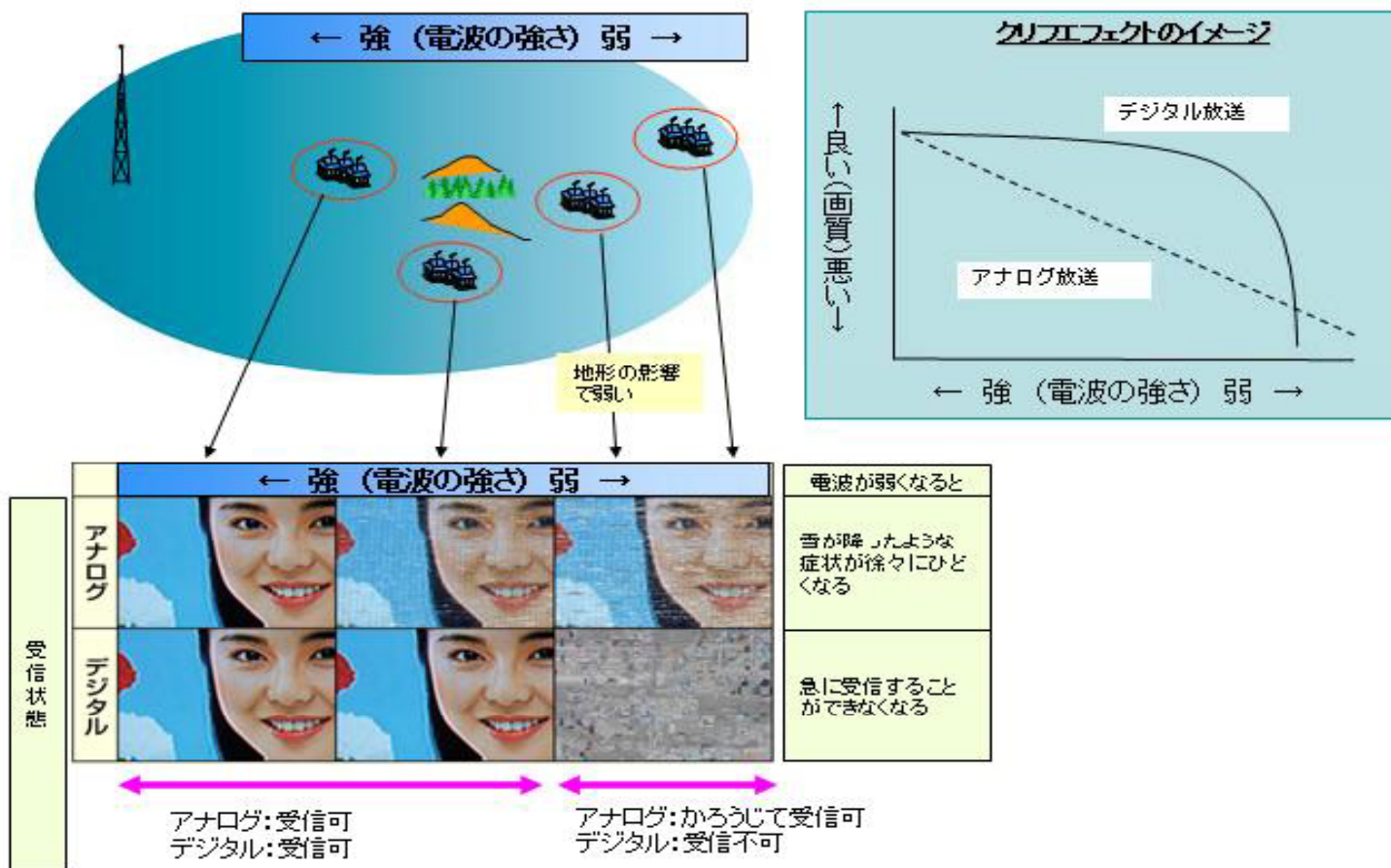
2 平成21年度予定額 16.9億円

6. 新たな難視対策

デジタル放送への移行により「新たな難視」が発生

アナログ放送のエリア内であっても、デジタル放送を受信できなくなる地域が一部で生じることがある。→「新たな難視」

- ▶ デジタル放送には、地形等の影響により電波が弱くなる地域では急激に受信できなくなる性質がある。【クリフエフェクト】
- ▶ アナログ放送はかろうじて受信できてもデジタル放送は受信できない地区が一部で生じることがある。



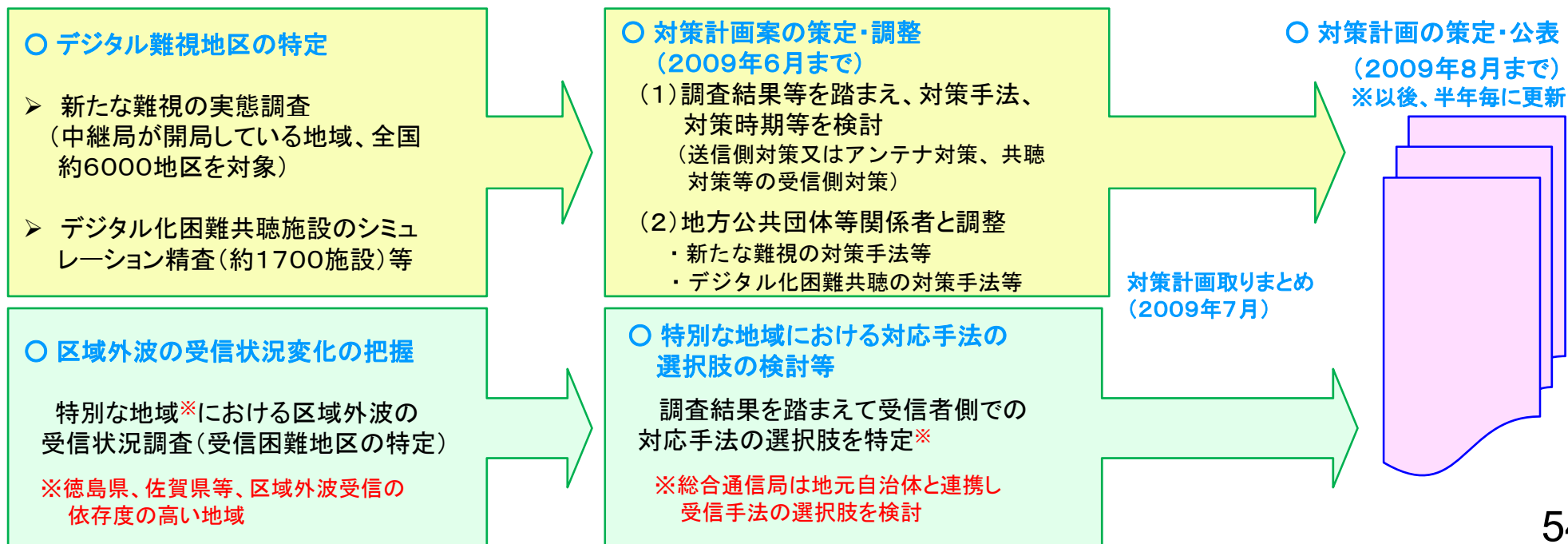
「地上デジタル放送難視地区対策計画」の策定(概要)

アナログ放送が受信できている地区において、地上デジタル放送では受信困難と特定された地区※に対し、対策対象世帯数及びその解消のための対策手法、対策時期、受信実態等を示す。

※ デジタル化困難共聴施設の設置地区、区域外波受信の依存度の高い地域(「特別な地域」と扱う)含む。

- 対策計画の策定 : 放送事業者により対策計画案を検討し、総務省及び放送事業者は、対策手法等の選択肢を示した上で、地元地方公共団体等関係者と調整を行い対策計画を策定。
- 公表時期 : 2009年8月までに取りまとめ、総務省ホームページ等で公表。
(総務省、全国地上デジタル放送推進協議会の連名により公表)
- 更新時期 : 半年毎(当面)

対策計画策定・公表(初版)までの主な手順



暫定的な衛星利用による難視聴対策

2011年7月のアナログテレビ放送の終了に向けて、あらゆる努力を行ったとしても、地上系の放送を受信できなくなる視聴者が生じてしまうことがないよう、地上系の放送基盤が整備されるまでの間、暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じた地上デジタル放送の放送番組を再送信する者に対し、国が再送信に要する費用を補助するとともに、当該放送の受信に要する対策を実施する。

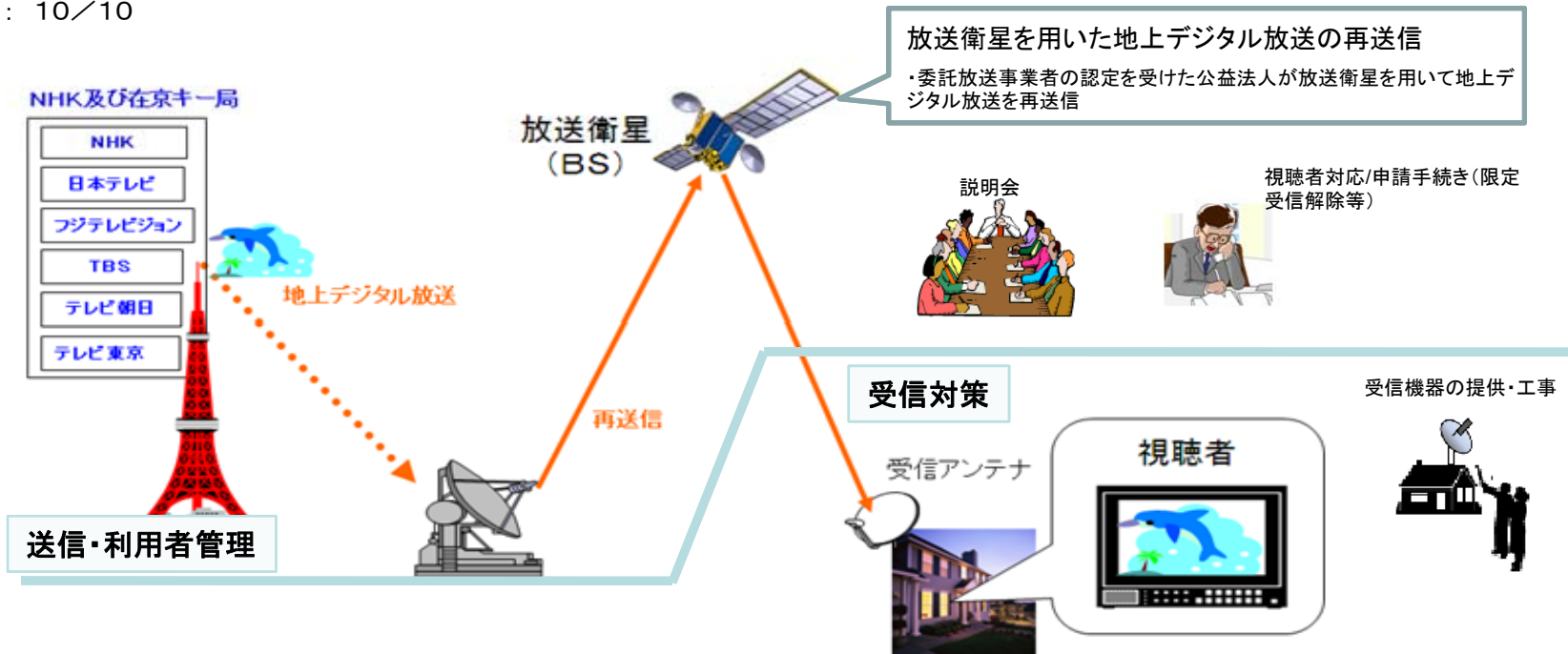
1 スキーム

(1) 送信・利用者管理事業

- ① 事業主体 : 民間法人等(放送衛星局を用いて地上デジタル放送の再送信を行うため、委託放送事業者の認定を受けた法人)
- ② 対象事業 : 放送衛星局を用いた地上デジタル放送の再送信(委託放送事業)及び当該放送の利用者管理に要する費用
- ③ 補助率 : 2/3

(2) 受信対策事業

- ① 事業主体 : 民間法人等
- ② 対象世帯 : 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象世帯(既に衛星放送の受信可能な機器を備えている者等を除く。)に対する衛星放送受信機器(受信アンテナ等所要の受信システム機器及び工事を含む)の提供に要する費用。
- ③ 補助率 : 10/10



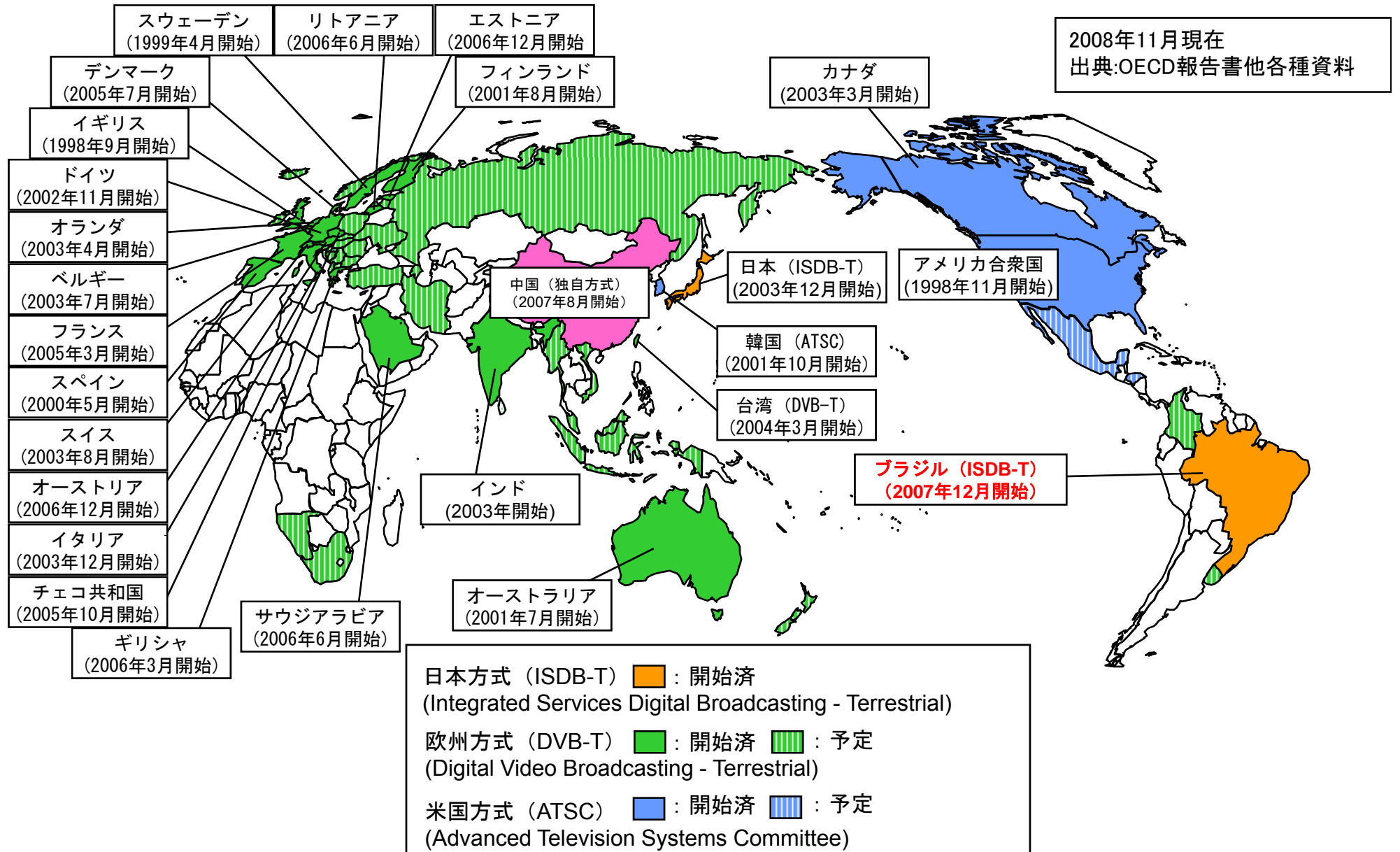
7. 海外の状況

諸外国における地上放送のデジタル化の状況

国名	開始時期	アナログ放送終了時期
英国	1998年 9月	2008年～2012年に段階的終了
米国	1998年11月	2009年 6月12日まで (ハワイ州は2009年1月15日に終了)
スウェーデン	1999年 4月	2005年～2007年10月15日に段階的終了
スペイン	2000年 5月	2008年～2010年4月3日に段階的終了
オーストラリア	2001年 1月	2013年 末 (都市部は2010年末)
フィンランド	2001年 8月	2007年9月1日 (全国一斉)
韓国	2001年10月	2012年末まで
ドイツ	2002年11月	2003年～2008年11月25日に段階的終了
カナダ	2003年 3月	2011年8月31日
オランダ	2003年 4月	2006年12月11日
スイス	2003年 8月	2006年7月～2008年2月25日に段階的終了
フランス	2005年 3月	2009年第4四半期～2011年11月に 各地域の普及状況を勘案
中国	2007年12月	2015年に終了予定

(出典: NHKデータブック世界の放送2008 NHK放送文化研究所 編等)

地上デジタルテレビジョン放送方式の比較と世界の普及状況



米国におけるデジタル放送移行期限の延期について(1)

米国では、受信機購入支援策の予算が枯渇したこと等を背景に、本年2月17日のデジタル放送移行期限を6月12日まで延期。

1. クーポンプログラム(※)の予算枯渇

- クーポンの申込が予算の上限(約13.4億ドル、約3400万枚分)を上回り、1月から申込に対応できない状況となる(これまでの申込累計約4600万枚)。

※ デジタル放送をアナログ受信機で見るためのコンバーター購入のためのクーポン(1枚40ドル、有効期間90日)を1世帯あたり2枚まで支給。所得水準に拘わらず、地上波のみ受信世帯が対象。

2. 議会・政府等の動き

- 1月8日、オバマ大統領の政権移行チームが連邦議会に対し、デジタル移行期限の延期を検討するよう要請。
 - ・「クーポンが不足し、支援と周知が不十分で、立場の弱い市民が問題にさらされている」
- 2月11日、デジタル移行期限を6月12日まで延期する地上デジタル延期法が成立。
 - ※ 放送局が、FCCへの手続を経て6月12日前にデジタルに切り替えることは可。2月17日時点で、1791局中641局がアナログを終了済。FCCは、各地域で最低1局のアナログ継続を確保する方針。
- 2月17日、米国再生・再投資法(総額約7870億ドルの経済対策法)が成立。クーポンプログラム等に対し、6.5億ドルの追加予算を割当て。

米国におけるデジタル放送移行期限の延期について(2)

(参考1) これまでの経緯

- 98年、地上デジタル放送開始。
- 高出力局(full-power TV stations)のデジタル移行期限について、96年電気通信法や97年均衡予算法等により、「2006年末または85%を超える世帯が受信機を保有したとき」とされた。
- 受信機の普及の遅れから、05年赤字削減法により、移行期限が2009年2月17日に延期。
- 05年赤字削減法に基づき、クーポンプログラムを開始。
- アナログ跡地の700MHz帯は、公共安全用を除きオークション。2008年オークションでは、101事業者が合計約190億ドルで落札、払込済。

(参考2) デジタル放送の普及状況

- 全世帯の約4.4%にあたる約500万世帯がデジタル未対応と推計。(2009年2月ニールセン社)
 - ※ 本調査では、デジタル放送未対応世帯について、「CATVや衛星放送に加入しておらず、デジタルチューナー搭載型のTVも所有しておらず、コンバーターも接続していない世帯」と定義。

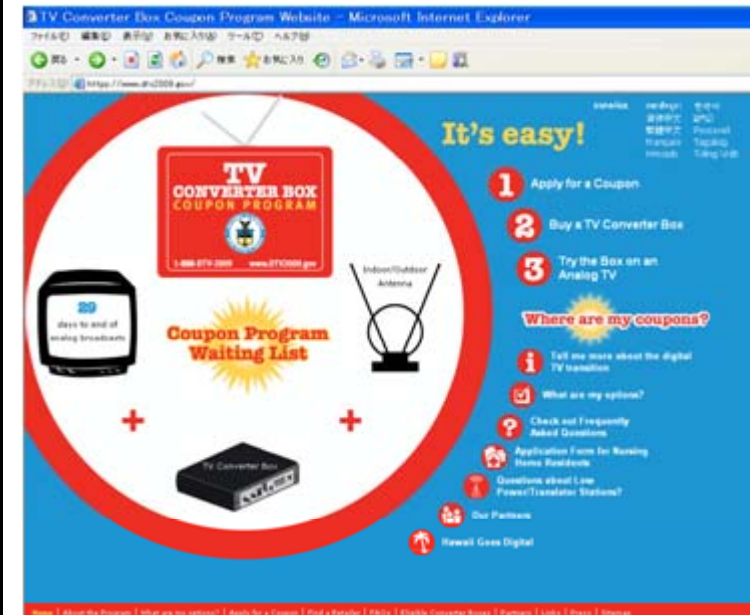
(参考3) 一部地域におけるアナログ放送の先行停止

- 2008年9月8日、ノースカロライナ州ウィルミントンで、アナログ放送を先行停止。
- 2009年1月15日、ハワイ州(約42万世帯、直接受信約2万世帯)でアナログ放送を先行停止。全体として大きな混乱なし。

米国におけるクーポン・プログラムの概要

<p>制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル／アナログコンバータ※の購入を補助 1世帯につき、40ドルクーポン(1台に1枚使用可能)を2枚送付 クーポンは発給後90日間有効。 <p>※ デジタル放送をアナログ専用受信機で表示するための変換機能のみを有する装置を政府が認定(2008年7月24日時点で、150機種以上)。</p>
<p>予算額</p>	<p>15億ドル(約1,380億円)(2008～2009年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 2005年財政赤字削減法により、予算措置も含め法定。 ※ 事務費等を除く13.4億ドルがクーポン発給に割当て。 ※ 上記に加えて、米国再生・再投資法により6.5億ドル追加。
<p>対象者</p>	<p>予算額中</p> <p>9.9億ドルに達するまで: 全ての地上波受信世帯</p> <p>9.9億ドルを超える部分: 地上波のみ受信世帯※</p> <p>※ 受給者はケーブルや衛星を受信していないことを証明する必要がある。</p>

クーポンプログラムのサイト



クーポン(サンプル)

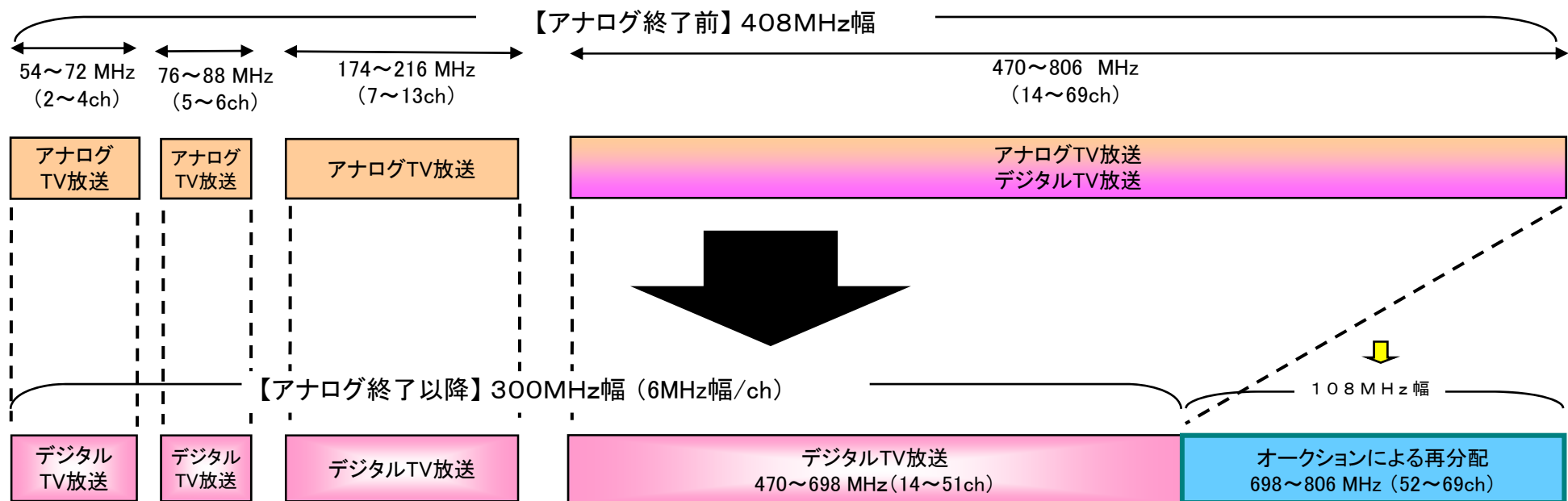


7570000001

CONSUMER INFORMATION: 1-866-DTV-2009 or www.DTV2009.gov
 THIS COUPON MAY BE APPLIED AT CHECKOUT TOWARDS THE PURCHASE OF AN ELIGIBLE CONVERTER BOX PURSUANT TO THE TERMS OF THE PROGRAM. 301
 ONE TIME USE - NO REFUNDS ALLOWED. IT IS ILLEGAL TO SELL, DUPLICATE OR TAMPER WITH THIS COUPON. THIS COUPON WILL NOT BE REPLACED IF LOST OR STOLEN.
 THIS COUPON IS NOT A DEBIT OR CREDIT CARD AND CANNOT BE REDEEMED FOR CASH OR CREDITS.
 RETAILER SUPPORT CENTER: www.NTADTV.gov

(注) 1ドル=92円で計算

米国におけるテレビジョン放送の周波数再編



※37chは、電波天文及び無線医療テレメトリに利用。
14~20chは、13都市で公共安全用に使用。

※2003年、2008年の2度にわたりオークションを実施。2008年オークションの結果、101事業者に対し1090件を免許。約190億ドルの収入を得た。

米国(ウィルミントン)におけるアナログ放送先行終了について

1.概要

2008年9月8日ノースカロライナ州ウィルミントンで、全米に先駆けてアナログ放送を停止し、デジタル放送に移行。

2.先行停波の概要

(1)ウィルミントン地区

ウィルミントン地域は米東海岸の港町を中心とする放送地域で人口は約10万人。先行停波は、ウィルミントンとその周辺約18万世帯が対象。同地区は、地形が平坦で電波障害が少なく、ケーブルテレビや衛星放送に加入している世帯が多い。

(2)実施概要

9月8日正午、5つの放送局でアナログ放送が一斉に停止(※)され、デジタル放送に移行。

* ABC, NBC, CBS, FOX, Trinity Broadcastingの5放送局。PBS(公共放送)は緊急事態に備え、当面アナログとデジタルのサイマル放送を継続。



(3)政府の支援措置

全国的な措置として、コンバーターの購入を希望する家庭に、40ドルのクーポン券を2枚まで配布。ウィルミントン地域でアンテナ受信していた世帯は全体の1割未満の約14,000世帯であり、約28,000枚のクーポン券が使用。

(4)停波後の反応

停波後、FCCや放送事業者には、送信所変更に対応するためのアンテナの調整方法をはじめ、コンバーターの設定や、デジタル信号受信に関する障害等について、視聴者から問い合わせが寄せられた。

※FCCの電話相談サービスでは8日に約800件、9日に約400件。

3.米国の他地域における停波リハーサル

- (1)2008年6月25日、フロリダ州オーランドでアナログ放送を10秒間停止
- (2)2008年11月12日、イリノイ州シカゴでアナログ放送を10分間停止予定(午前・午後各5分)
- (3)2008年11月17日、ペンシルベニア州でアナログ放送を1分間停止予定

米国・ハワイ州におけるアナログ放送停止について

米国・ハワイ州において、1月15日(木)正午(日本時間1月16日(金)朝7:00)、他州に先行し、アナログ放送が停止された。

現地の状況

- 全体として、大きな混乱はなく、順調にアナログ放送停止が行われた。
- アナログ放送の停止の仕方は放送局毎に異なり、アナログ放送の電波を停波する局もあった一方、電波を停めずにデジタル放送への切り替えのための説明スポット(7分間番組の繰り返し)を流す局もあった。
- 視聴者からの問い合わせのために、FCCは10回線のコールセンターを設置。問い合わせ件数は、停止直前の12日(月)~14日(水)が1日あたり200~300件。停止当日の15日(木)は、900件。アナログ放送停止後に、大量の問い合わせによりコールセンターが混乱するといった状況はなかった。センターは、30日閉鎖。
- FCC予算で非営利団体に家庭へのコンバーター取付け作業を依頼するプログラム(マイクロコントラクトプログラム)も効果を発揮。
- なお、ハワイの全世帯数約42万のうち、地上波直接受信世帯は、約2万世帯。

※ 現地調査を行った放送事業者等からの情報、米国報道等による。

(参考)

- ・ 自然保護上の理由(アナログ放送停止のための作業が海鳥の営巣の時期と重なることを避ける)等から、他州に先行し、アナログ停止されたもの。
- ・ 地域レベルでは、昨年9月のノースカロライナ州・ウィルミントンでの先行停止があるが、今回は州レベルでの最初のデジタル移行となる。